

客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会議事録

日 時 平成30年7月24日(火) 14時00分～16時49分

場 所 東京都庁第二本庁舎9階 9B会議室

出席委員

委員長	藏居 淳	港湾局港湾経営部長
委員	大野 克明	東京港管理事務所長
〃	松田 千恵子	首都大学東京教授
〃	村上 寛	一般社団法人日本外航客船協会 安全対策委員会委員
〃	松田 博和	一般社団法人日本物流団体連合会 理事・事務局長
〃	金子 邦博	公認会計士

次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 評価委員会の進め方

4 議 事

(1) 客船ターミナル等・船舶給水施設について

(ア) 評価の確認項目・評価基準、評価の方法の説明

(イ) 各施設の評価説明・決定

(2) 公共外貿コンテナふ頭施設等について

(ア) 評価の確認項目・評価基準、評価の方法の説明

(イ) 各施設の評価説明・決定

5 閉 会

開会（14時00分）

【下羅振興課長】 では、定刻となりましたので、ただいまから客船ターミナル等の指定管理者の評価委員会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しいところ御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。私は司会進行を担当いたします下羅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。以降、着座で失礼させていただきます。

客船ターミナル等の指定管理者の評価委員会では、今年度から客船ターミナル等及び船舶給水施設に加えまして、公共外貿コンテナふ頭施設等も評価対象施設となっております。評価委員会の前半部では客船ターミナル等及び船舶給水施設について、また後半部では公共外貿コンテナふ頭施設について御審議いただきます。

まず客船ターミナル等及び船舶給水施設を御審議いただく委員の皆様方を御紹介申し上げます。

首都大学東京経済経営学部教授の松田千恵子委員でございます。

【松田（千）委員】 よろしく願いいたします。

【下羅振興課長】 日本外航客船協会安全対策委員会委員の村上寛委員でございます。

【村上委員】 よろしく願いいたします。

【下羅振興課長】 公認会計士の金子邦博委員でございます。

【金子委員】 どうぞよろしく願いいたします。

【下羅振興課長】 東京都港湾局港湾経営部長の藏居淳委員でございます。

【藏居委員長】 藏居でございます。よろしく願いいたします。

【下羅振興課長】 東京都東京港管理事務所長の犬野克明委員でございます。

【犬野委員】 犬野でございます。よろしく願いいたします。

【下羅振興課長】 以上の5名でございます。

なお、委員長は、客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会設置要綱に基づきまして、藏居港湾経営部長とさせていただきます。

また、本委員会は、委員会設置要綱に基づき審議を公開とし、別途議事録も公開いたします。

また、本日は全員の御出席をいただいておりますので、本委員会は成立していますこと

を御報告申し上げます。

次に、お手元に配付いたしました資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、会議次第と座席表でございます。次に、資料1といたしまして「施設別評価項目・評価基準」及び資料2といたしまして「客船ターミナル等指定管理者 管理運営状況等の一次評価結果」を置かせていただいております。また、資料3といたしまして、「指定管理者の管理運営状況評価について」と題された資料を配付いたしております。

なお、お手元には平成29年度評価資料を御用意してございますので、御活用いただきたいと存じます。

では議事に先立ちまして、委員長より御挨拶があります。

藏居委員長、よろしくお願いいたします。

【藏居委員長】 要綱の規定によりまして委員長を務めさせていただきます、港湾経営部長の藏居でございます。委員の皆様方にはこの暑い中、またお忙しい中、この客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等評価委員会の委員に御就任いただきまして、また御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から港湾局のさまざまな事業の推進に一方ならぬ御理解、御協力をいただきまして、この場をおかりしまして改めて御礼申し上げます。

客船ターミナルなどの港湾関係の施設で導入されました指定管理者制度も、今年で13年目を迎えました。客船ターミナル及び船舶給水施設につきましては、28年度から3期目の指定期間に入っております。また、司会のほうから御紹介しましたけれども、昨年度から新たに公共コンテナふ頭施設におきまして、指定管理者制度を導入いたしました。東京都は公の施設の設置者としてその執行に責任を有するとともに、更なる利用者サービスの向上、さらにはまた安全管理の徹底のために毎年指定管理者の管理状況について評価を実施しております。本委員会では3期目の2年目となりました昨年度の客船ターミナル等、また船舶給水施設並びに、新たに指定管理者による管理を開始しました公共外貿コンテナふ頭の管理運営状況につきまして評価を行っていただくこととなります。

大変限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方の活発な御意見と御審議を賜りたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【下羅振興課長】 ありがとうございます。

それでは、本委員会の進め方につきまして御説明をいたします。資料3を御覧いただきたいと思っております。

本委員会において評価いただきますのは、平成29年度の客船ターミナル施設及び船舶給水施設の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず、事務局から一次評価について説明をさせていただきます。

一次評価は、資料3にございます評価基準ごとに、客観的なデータ等に基づき東京都が行ったものでございます。その後、質疑応答を経まして、委員の方々に一次評価を検証していただき、専門的な観点から各施設の管理運営状況の二次評価を行っていただきたいと考えております。

二次評価は、S、A+、A、Bの4段階評価となっております。管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設につきましてはS、管理運営が良好であり、管理運営に係るさまざまな点ですぐれた取組が認められた施設についてはA+、管理運営が良好であった施設についてはA、管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設につきましてはBという4段階で評価していただきます。

なお、本委員会における二次評価に基づきまして、東京都で総合評価を決定し、指定管理者に通知をいたします。あわせて、評価結果の概要はホームページ等で公表をいたします。

以上のように進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、これより議事に入ります。進行を委員長にお願いしたいと存じます。

藏居委員長、よろしく願いいたします。

【藏居委員長】 では、これから議事に入らせていただきます。

ただいま御説明しましたように、東京都で行った一次評価を検証しまして、各港湾施設の指定管理者の管理運営状況等について専門的な観点から御評価をいただくものでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

初めに、一次評価の確認項目・評価基準、評価の方法について事務局から御説明をお願いいたします。

【村上ふ頭運営課長】 東京港管理事務所ふ頭運営課長の村上と申します。よろしく願いいたします。私もすみません、座って御説明させていただきます。

まず、客船ターミナル等指定管理者の評価項目・評価基準、評価の方法につきまして御説明いたします。

お手元の資料1「施設別評価項目・評価基準」を御覧願います。A3横長のファイルになります。

評価項目の区分でございますが、左肩の大項目、こちらになります。大項目として管理状況及び事業効果となります。この大項目をそれぞれ4項目の中項目に分け、さらに確認項目として、晴海客船ターミナルは34項目、有明、青海、竹芝の各客船ターミナルは32項目を評価しております。

なお、岸壁給水、運搬給水は施設の内容、事業形態が客船ターミナルとは異なりますので、実態に合わせた24項目を確認項目として評価させていただいております。

評価に当たっては業務が基本協定、管理運営基準、業務実施計画、各関係法令等に基づき適切に履行されているかを毎月の業務実施報告に基づく執行状況の確認、指定管理者との打合せ会におけるヒアリング、職員による各現場における実地検査の結果等を基に総合的に評価させていただいております。

評価の方法、採点につきましては、各確認項目について3段階で評価を行っております。水準を上回るが2点、水準どおりが1点、水準を下回るがゼロ点といたします。年間計画に掲げたものを実施していれば水準どおり、実施されていなければ水準を下回る、特筆すべきものがある場合には水準を上回るということで配点をしております。

また、都が重視する施設の有効活用やにぎわい創出など、指定管理者による事業実施のインセンティブを働かせるため、2つの大項目のうち、事業効果においては配点の比重を1倍から2倍へと高くしております。

資料の2枚目を御覧ください。一次評価は評価項目が全て中位の評価を受けた場合の得点を標準点とし、各確認項目の評価の合計点を出しております。

標準点の1.33倍（小数点以下切り上げ）以上の場合はS。標準点の1.25倍（小数点以下切り上げ）以上、Sよりマイナス1点以下の場合はA+。標準点の0.88倍（小数点以下切り捨て）以下の場合はB。Bよりプラス1点以上、A+よりマイナス1点以下の場合はAとなります。

次に、特記事項になりますが、特に評価すべき点や特筆すべき成果、努力が認められる点、一層の取組が望まれる点などについて記載することになっております。

また、要改善事項については、改善を要する点及び改善が望まれる点について記載することになっております。

続いて確認事項の1、指定管理者の財務状況については、指定管理者が業務を継続して遂行するために必要な経営基盤を有し、安定的な管理運営が可能であるかどうかの確認を行います。

また、2の特命要件の継続については、指定管理者選定時の特命要件が継続しているかの確認を行います。

以上で、評価項目・評価基準、評価の方法につきましての御説明を終わらせていただきます。

【藏居委員長】 事務局から一次評価の確認項目、評価基準、評価方法の説明がございました。御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

では、質問がないということで、各施設の評価に移りたいと思います。よろしくお願いたします。

【村上ふ頭運営課長】 それでは資料2「客船ターミナル等指定管理者管理運営状況等の一次評価結果」を御覧ください。先ほどの資料1と同じA3の横長のファイルにつづつてあります。

続いてこちらの青いファイルの指定管理者評価資料を御覧ください。こちらの評価資料は見出しのとおり、晴海、有明、青海の客船と竹芝、給水に分けてそれぞれ評価項目ごとにと組等を記載した年度報告書及び別紙附属資料を取りまとめ、目次に従いページを付させていただきます。

それでは、まず、晴海客船ターミナル施設の評価でございます。

初めに、大項目の管理状況のうち中項目、適切な管理の履行についてです。人員配置は客船ターミナル評価資料48ページにあるとおり、人員配置計画に沿って適切に履行されていることを現場事務所訪問及び事務分担により確認しております。人材育成の取組については、評価資料1ページにあるとおり、クレーム対応研修、接遇研修及び上級救命講習等を受託者及び臨時社員も含め積極的に受講し、サービスの向上に取り組んでいることを確認しています。

続いて施設の使用許可等については、次のページ、評価資料2ページのとおり、東京都港湾管理条例などにに基づき申請内容を審査して適正に許可しており、平成29年度の実績は約3万6,000件と、対前年比約10%の増となっております。

続いて施設の維持補修・修繕、施設の警備、施設の清掃、施設の緑地管理及び施設の維持管理につきましては、ちょっと飛びますが、評価資料の55ページから57ページにわたりますが、修繕・工事台帳及び委託一覧表等のとおり、指定管理者が各専門業者へ委託して業務を遂行しております。各業務の内容が管理運営基準に基づいているか否かは各委託契約の仕様書により確認しております。

また、毎月の履行については、評価資料58ページ以下の年間作業実施計画・実施表に基づき、例月の管理、運営月報、施設不良報告及び経過報告により確認しており、適切に実施されております。

以上から、適切な管理の履行につきましては、各確認項目が適切に履行されていると評価し、水準どおりと評価させていただきました。

続いて、中項目第2番目の安全性の確保について御説明いたします。防災・防犯への配慮、緊急時対策、施設・設備管理に関する書類等の整理及び事故への対応になります。

防災・防犯への配慮、緊急時対策については、緊急時アクションマニュアルに基づいた自衛消防訓練や船舶給水設備取扱い訓練などを履行しており、防災等への体制整備や緊急時対策も適切に行われています。また、日常業務時における緊急時対応について、緊急マニュアル等が常に掲示され、事故への対応等に係る緊急連絡体制も整っており、施設の安全性は適正に確保されているところです。なお、昨年度この場で御報告しました、施設内でけがをされた事例を受け、平成29年8月25日付で施設点検マニュアル及びチェックシートを見直し、それに基づいた点検を改めて実施するとともに、ほかの客船ターミナル等といった施設への情報共有、活用を展開するなどの適切な対応を行いました。

以上から、安全性の確保の各確認項目は水準どおりと評価いたしました。

次に、中項目第3番目の法令等の遵守になります。評価資料7ページになります。

こちらのとおり、個人情報の保護及び情報公開については、都の条例、規則等に沿った内容の社内規定により処理されております。また、関連する研修に積極的に参加するなど、適切な管理が行われております。

以上から、法令等の遵守の各確認項目は、個人情報保護、各種法令等の遵守等は適切に履行されていますので、水準どおりと評価いたしました。

続いて、中項目第4番目の適切な財務・財産管理になります。その次の8ページになりますが、平成29年度計画額は2億9,700万余円ですが、予算範囲での適切な執行については業務実施報告等により確認しているところです。特に消耗品費等、緊急対応等経費について、施設の老朽化のため計画額より多く執行されておりますが、そのほかの経費の削減により、適切に対応していることを確認しております。

また、施設の老朽化対策については、管理運営基準にあるとおり、大規模な修繕については東京都で実施するべく、指定管理者と協議の上、予算要求を行っていく予定であり、平成30年度には防水等の建築補修の工事費が予算化されております。

一方、都の収入となる使用料になりますが、評価資料49ページになります。各項目ごとに記載されておりますが、特に大型駐車場収入は、周辺工事の影響による停車可能台数の縮小や、客船入港時の交通混雑対策で、大型駐車場を客船関係車両駐車場として使用したこともあり、件数、使用料とも前年度比減となっておりますが、普通駐車場、大型駐車場を合わせた総件数及び総収入では、対前年比約10%増の約3万5,500件、2,700万余円の収入となっております。

物品等の管理は適切に管理されており、物品報告書にて確認しております。また、経理、現金等に関する書類等の管理につきましても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、適切な財務・財産管理の各確認項目は、水準どおり適切に行われていると評価いたしました。

続きまして、大項目の事業効果、第1番目の項目、事業の取組になります。また戻って申し訳ないんですが、評価資料の9ページを御覧ください。

こちらに各施設ごとの自主事業の企画、実施、成果が挙げられているところです。指定管理者では客船ターミナル施設自主事業運営基準に基づき、各客船ターミナルで7件の自主事業を実施しております。

また、利用者サービス向上に向けた取組についてですが、近年のクルーズブームの高まり、また、港当局としても積極的に客船の誘致を推進している中、年々客船の入港数は増加し、平成29年度は対前年比から8件増の34件の入港がありました。特にコスタネオロマンチカといった新たな客船の受入れや、乗客定員1,000名を超える客船の入港もある中、評価資料15ページの場所的には分析等の2番目の丸ポチになるんですけども、当初想定していなかった突発的な事項についての迅速な対応も含め、適切かつ混乱なく対応しているところです。こうした対応に加え、昨年度に引き続きコンビニ自動販売機や客船入港時の臨時売店等のサービス提供に取り組むとともに、Wi-Fi環境の提供エリアの拡大、外国人観光客に対応した案内板の増設などを行っております。また、東京都観光案内窓口の指定を受け、英語、中国語、韓国語のほか、全7カ国語に対応したiPadによる通訳の提供などの映像通信サービスが開始できるよう準備を整えました。また、客船及び乗船客へのおもてなしの面では、客船ターミナル友の会会員による客船出港時の見送り会を19回実施しております。参加会員数については延べ655人となりまして、これは前年度から219人増加しております。

こうした客船の入港数増加の中においても適切な対応を行いつつ、利用者サービスの向上に向けた施設面やソフト面での取組について、創意工夫による更なる向上を目指した取組を推進しており、こうした取組を評価して水準を上回る評価としました。

続いて、利用促進への取組です。評価資料28ページになります。28ページ以下に書かれておりますが、晴海客船ターミナルを開放し、内覧会を3日間から7日間、28年度は3日間であったものが、29年度は7日間と増やして実施するとともに、内覧会参加者アンケートを実施し、更なる利便性向上を図っております。なお、兼ねてより利用者からも要望のあったプロジェクターについては、平成29年度10月より利用可能となっております。また、平成29年度は、世界最大の旅行サイトと言われているトリップアドバイザー社が主催する国内人気のデートスポットランキングに晴海ふ頭が19位に入賞されました。ふだんの適切な施設管理に加え、評価資料34ページになりますが、こちらに記載されております季節ごとの展示物やイルミネーション、イベント開催の工夫がこうした結果につながったものと評価しております。また、この入賞結果を館内やホームページ、ツイッター等で積極的にPRしたところです。

以上から、事業の取組のうち、利用者サービスの向上に向けた取組と利用促進への取組は水準を上回るとし、そのほか1項目は水準どおり適切に行われていると評価しました。

次は2番目の利用の状況になります。評価資料の65ページを御覧ください。こちらは3年間の船客乗降人数の推移となっておりますが、平成29年度の乗降客数は平成28年度と比較して約73%、約1万5,000人の増である3万5,372人と大幅増となっております。客船入港の件数も、対前年比から8件増の34件の入港がありました。

施設の利用は、すみません、ちょっと戻って申し訳ないんですが、37ページの上段、左側上段でございます。先ほど御説明した船客とそのほかの施設の来館者数になりますが、船客とホールは増加しているものの、そのほかの項目については減少しております。また、次の38ページの左側下段のとおり、使用許可件数についても、こちらも駐車場を除き減少している状況です。要因としましては、ホールや撮影等の減少については、平成29年度に東京都において外壁、床等の補修工事を半年程度の期間をかけて実施したことによる影響があるものです。しかしながら、そのような状況において、ホール使用において新規イベントの誘致を実施し、ホール来館者数は増となっております。

また、船客数の大幅増加、及び、評価資料70ページになりますが、駐車場及び大型駐車場合計では、件数、使用料とも昨年度比増加しております。このことは、当該施設の目

的である客船の入港数が増加したことや、各種イベント実施による影響も要因としてあることから、評価すべき点と考えます。

以上から、利用の状況の各確認項目につきましては、水準どおり適切に行われていると評価しました。

続いて第3番目の評価項目、利用者の反応になります。適切な管理の履行において述べましたとおり、接遇マナーやお客様視点を徹底していることにより、評価資料76ページ以下にアンケート実施結果が添付されておりますが、こちらの中で晴海客船ターミナルで319件のアンケートを取得しております。内容を見ましても、利用者から接客対応などで大きなクレームは出ておりません。設備面の管理につきましても、アンケート結果から全体的に良好であると判断いたしました。利用状況につきましては、管理運営基準に基づく管理がなされており、イベント等の企画内容につきましても、季節ごとのイベントや自主事業の企画などがアンケート結果からおおむね良好との集計を得ております。

以上から、利用者の反応の各確認項目は水準どおりと評価いたします。

最後に晴海客船ターミナルの部分の第4番目の項目、行政目的の達成でございます。評価資料、戻って申し訳ございません、41ページ以下になります。こちらに記載されている船舶の円滑な施設利用や施設の有効活用とにぎわい創出に向けた取組に加え、視察対応といった都の実施策への協力に関する取組などを毎月の業務実施報告等で確認しております。特に平成29年度は、オリンピック関連工事等の関係で、周辺道路動線が複数回変更される中、関係局や工事施工業者などと調整を重ねるとともに、施設利用者に対する周知を行ったことで、昨年度より客船の入港数が増加する中においても大きな混乱なく対応しております。また、先ほど御説明したとおり、悪天候などによって予定どおり出港ができない緊急事例に対しても、保安対策や24時間の館内開放を実施するなど、都と連携を図りつつ旅行会社や船舶運航者等の関係者と協力し、円滑な客船受入れに対応しております。

このことから行政目的の達成の施設の目的達成、都の実施策への協力については水準を上回るとし、そのほかの項目については水準どおり適切に行われていると評価しました。

以上を総合した結果、晴海客船ターミナルにおいて、34評価項目のうち、水準を上回るが4項目で、残りの30項目が水準どおりとなり、合計点は56点、一次評価はAとしました。

そのほか特記事項については、評価資料45ページに記載されております。

最後に、事業者の財務状況です。評価資料の最後にファイルいたしました財務状況を御覧いただければと思います。平成29年度も平成28年度同様に、港湾施設の管理運営事業を行うにあたり、財務状況による支障等は見受けられないと判断いたしました。各ターミナル、船舶給水においても共通でございます。

続きまして、有明客船ターミナル施設・有明小型船発着所浮棧橋について御説明します。同じくA3横長ファイルの資料2にあります、こちらの資料の有明のインデックスが貼られたページを御覧ください。

大項目の管理状況につきましては、晴海、有明、青海客船ターミナルは同一の管理組織で行っているため、ほぼ同様でございます。施設の緑地管理に関しましては、左右に広がる海上公園との一体性を意識した管理に努めるとともに、維持管理に関しましては、乗降船の利用形態として団体利用が多いことから、動線等のスペースの確保など、安全面に配慮しております。また、客船の評価資料32ページの上段になりますが、施設管理者としてさまざまな工夫を行い、利用者サービスの向上に努めているところです。そのため、各確認項目は水準どおりといたしました。

第2の大項目、事業効果の項目でございます。

まず、第1番目の事業の取組につきましても、晴海客船ターミナル同様、自主事業運営基準に基づき適正に実施されており、利用者の利便性を考えた管理運営が適切に行われております。

次に、第2番目の利用の状況ですが、有明客船ターミナルの特性といたしまして、東京ビッグサイトが隣接しており、公共交通機関も充実しております。評価資料67ページ左側を御覧いただければと思います。こちらに月ごとの各定期航路、舟運の件数と旅客数が記載されているところです。一番左下の定期航路の小計のところですが、舟運を除いた利用者数は4万6,730人と、前年比1万353人の大幅増となっております。これは平成28年度より、有明発着の社会科見学船が運航を開始したことに加え、近隣施設である東京ビッグサイトのイベントとの相乗効果などが要因です。また、近年の舟運活性化を見据えて、平成28年度から港湾局として有明浮棧橋の有効利用を実施しております。平成29年度の舟運社会実験に係る利用者は1万4,624人となっており、昨年度より増加しております。今後も有明客船ターミナルを含めた利用者数の増を期待しているところでございます。

以上から各確認項目は水準どおりと評価しました。

第3番目の利用者の反応ですが、当ターミナルは晴海客船ターミナルや竹芝客船ターミナルと異なり、海上バス乗り場であるため、乗降客の通過点にすぎず、施設内にとどまる人が少ないため、事業の企画、実施が難しいところです。そのような中で、すみません、また戻って申し訳ないんですが、評価資料10ページから11ページ、自主事業の企画、実施、成果のところの④、⑤、⑥になりますが、こちらの自主イベント実施状況のとおり、東京港見学会等を開催しております。こうしたイベント時のアンケートや別途利用者へのアンケートを実施していますが、おおむね満足度は高く、大きなクレームは出ておりません。

以上から各確認項目は水準どおりとしました。

最後に第4番目の項目、行政目的の達成でございます。評価資料43ページ以下に記載がありますが、船舶の円滑な施設利用を図るため、定期運航船会社や東京ビッグサイトとの情報共有、東京ビッグサイトのイベントの際の対応などの取組のほか、舟運活性化といった都の実施策への協力に関する取組を毎月の業務実施報告等で確認しております。このことから各確認項目は水準どおり適切に行われていると評価しました。

この結果、評価の合計点は44点でした。一次評価はAとしました。

引き続き青海客船ターミナル施設・青海小型船発着所浮棧橋でございます。またA3の横長ファイルに戻って恐縮ですが、こちらの資料2にあります青海のインデックスが貼られたページを御覧ください。

青海客船ターミナルにつきましては、平成27年4月1日より基本的に閉鎖管理としております。

各項目の評価ですが、大項目、管理状況、第1項目の適切な管理の履行につきましては、施設の特性として公園のように散策できるスペースが多いことにより、有明客船ターミナルと同様に、左右に広がる海上公園との一体性を意識した緑地管理に努めるとともに、風の影響を受けやすい立地を考慮して、棧橋の維持管理にも重点を置いて管理を行っているところです。また、通常の警備体制に加え、職員による巡回も行っております。

よって、各項目とも水準どおりといたしました。

続いて大項目、事業効果の項目でございます。評価資料38ページになります。こちらの上段の青海の利用実績でございますけれども、乗客数5,692人と、乗降客数合計では前年から477人増加いたしました。青海客船ターミナルは閉鎖管理としてはおりますが、利用者から要望のあった敷地内の飲料自販機の設置については継続しております。また、

評価資料 3 2 ページの下段になりますが、施設管理者として限られた状況の中でさまざまな工夫を行い、利用者サービスの向上に努めております。

以上から、各確認項目は水準どおりとしました。

この結果、合計点は 4 4 点で一次評価は A といたしました。

最後に、特命要件の継続について御説明いたします。

晴海客船ターミナルは 2 0 2 0 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で選手村や仮施設を整備する晴海地区にあり、セキュリティエリアに含まれる予定です。有明客船ターミナル及び有明小型船発着所浮桟橋は、隣接する東京ビッグサイトが 2 0 2 0 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で利用されるため、開催期間中の管理運営対象範囲への影響が想定されます。青海客船ターミナル及び青海小型船発着所浮桟橋は、近隣に新たな客船ふ頭及びターミナル施設を整備する予定であり、工事期間中の管理運営対象範囲への影響が想定されます。

そして、引き続き指定管理期間中は各種工事期間やセキュリティ期間における安定的な施設管理や、船舶運航会社及び利用者とのきめ細やかな調整、安全対策、使用制限等の臨機応変な対応が予想されます。

また、これらの施設は施設の管理運営に類似性があり、施設をグループ化することによって、スケールメリットを生かした効率的な管理運営が図られます。このような状況において、指定管理者である東京港埠頭株式会社は、平成 1 8 年度の指定管理者制度導入以前から客船ターミナルの管理を受託しており、指定管理者として安定的な施設管理や利用者調整も含めた臨機応変な対応を行いうる豊富な管理実績及び経験を有することから、特命選定されております。

同社はこれまでどおり各客船ターミナルにおいて客船受入れのための調整や各種イベントの開催調整のほか、晴海地区の各種工事や関連事業などについても、関係者との調整や利用者に対する周知など、的確な対応を行っております。

以上から指定管理者選定時の特命要件が引き続き継続していることを確認しております。

続きまして、同じ客船になります竹芝客船ターミナルについて御説明いたします。同じ A 3 横長のファイルの資料 2 にあります竹芝のインデックスが貼られたページを御覧ください。評価資料のほうは竹芝のインデックスが貼られたところが、竹芝客船ターミナルに関する評価資料になります。

それでは御説明させていただきます。大項目、管理状況の第 1 の項目、適切な管理の履

行になります。資料は晴海客船ターミナルと同様に整理しております。人員配置については、竹芝客船ターミナルの評価資料21ページにありますが、晴海客船ターミナル同様、人員配置計画に沿って適切に履行されていることを現場事務所訪問及び事務分担により確認しております。

また、評価資料22ページから28ページにおいて、必要な委託等については各専門業者の契約を適切に行っており、業務の内容は管理運営基準に基づいていることを各委託契約の仕様書により確認しております。また、履行につきましては、年間作業実施計画・実績において確認しております。そのほか各客船ターミナル同様、研修等で必要な資格及び接遇マナー取得に努めております。

以上のとおり、適切な管理の履行につきましては、各確認項目が、基本協定、管理運営基準及び業務実施計画等に基づき、水準どおりの適切な管理が実施されていると評価しました。

続きまして、第2の項目、安全性の確保です。緊急時アクションマニュアルにより事故対応や予防対策等の取組が適切に実施され、消防関係の点検、報告等の書類管理も適切に行われていました。なお、評価資料2ページにもございますが、スタッフによる巡回チェックでの点検については、先ほども御説明しました晴海・有明・青海客船ターミナルと共通の巡回方針である客船ターミナル施設点検マニュアルを新たに策定し、巡回項目等の見直しを図り、より一層施設内の事故防止及び施設の保全に努めております。また、防火・防災訓練を年2回実施しているところです。このため各項目については水準どおりと評価いたしました。

次に、各法令の遵守となります。各項目ともほかのターミナル施設と同様に関係規定等が整理され、適切な管理がなされており、水準どおりといたしました。

次に適切な財務・財産管理でございます。平成29年度計画額は2億6,800万余円ですが、予算範囲での適切な執行については業務実施報告等により確認しております。特に緊急対応等経費について、施設の老朽化のため、計画額より多く執行されておりますが、そのほかの経費の削減により適切に対応していることを確認しております。施設の老朽化対策については、客船ターミナルと同様に、大規模な修繕については東京都で実施するべく指定管理者と協議の上、予算要求を行っていく予定であり、平成30年度には消火設備等の設備の一部の補修が予算化されております。

続いて都の収入になりますが、評価資料13ページの上段のほうになります。写真、映

画等の撮影が合計で約210万円となり、昨年より件数、金額も増加しております。

また、物品等の管理は適切に管理されており、経理、現金等に関する書類等の管理につきましても適正であり、水準どおりと評価いたしました。

次は大項目、事業効果の項目、事業の取組でございます。評価資料の6ページから8ページを御覧いただければと思います。自主事業の取組についてですが、ネオ屋台村をはじめミュージックフェス、小笠原DAY等でにぎわいを創出するなど5件の自主事業を実施しており、好評を得ております。中でも平成29年度は竹芝夏フェスをまちづくり協議会と共催し、中央広場及び3階ボードデッキにて飲食ブースの設置及び音楽ステージを開催するとともに、島しょの魅力を発信するコンテンツとして、連絡橋の壁面に島の迫力ある映像を投影するなど、イベント実施を通じて竹芝地区の魅力とにぎわいの創出だけでなく、島しょの魅力を積極的にアピールしております。

また、利用者サービスの向上に向けた取組として、評価資料10ページになりますが、案内表示の増設に加え、デジタルサイネージを3カ所設置し、今後は運航状況を配信していく予定です。

そのほか、利用促進への取組として、みなと区民まつりへのブース出展や、関連企業と連携した積極的なイベントPRなどを実施しております。

以上から、水準どおり適切に行われていると評価したところです。

次は、利用の状況になります。評価資料13ページになりますが、こちらの一番上の乗降客数等のところを御覧いただければと思います。船客の乗降人員は約115万余人と前年とほぼ同程度で推移しております。当該ターミナルは、ふだんから昼休みのときなどの地域の方々の利用が多く、シーズン時には島への乗船客でにぎわっておりますが、乗降客は大きな変動もなく、ほぼ平年並みであり、利用者数は水準どおりとしました。

行事、写真撮影等につきましては、季節感の演出として、ターミナル敷地内に七夕、クリスマス、門松などの装飾等を施し、船社の企画イベントをともに盛り上げる環境づくりを実施しております。

また、撮影等については前年度よりさらに100件ほど増加しており、写真撮影と映画等の撮影で612件となっております。これは特に竹芝客船ターミナルとの複合施設である、ホテルの婚礼の記念撮影が全体の9割以上を占める人気となっていることが要因であるほか、晴海客船ターミナルが工事等の影響で制限されていることも影響していると思われます。しかしながら施設管理面において、撮影件数が増加する中においても、本来のタ

一ミナル施設利用及び近隣のオフィスビルやホテルの運営の阻害とならないよう、撮影希望者やターミナル利用会社等の関係者と綿密な調整を行い、円滑な対応をした結果が数字に反映されたものと考えており、この項目につきましては、水準を上回るといたしました。

次に、利用者の反応になります。評価資料34ページ以下にアンケート調査がっていますが、こちらのアンケート調査は対象を自主イベント参加者だけではなく、東京港埠頭株式会社が参加したみなと区民まつりなどの際にも実施し、職員の接客対応、設備、利用条件、イベント内容、ターミナルの認知度等について年間466名から回答を得ております。また、そのほか御意見箱等の施設利用者へのアンケートについても毎月集計し、利用者の意向を把握し、清掃などすぐにできるものについては対応しております。アンケート結果については、総じてターミナル全般に対する満足度などについて、おおむね良好な評価を得ているとともに、各意見について関係者への情報提供や周知、改善に向けた検討を行っております。特にネオ屋台村については、昨年度要望が多かった開催回数の増加に対応し、開催回数を3回から6回に増やして実施するなど、利用者からの要望を施設の管理運営の改善に適切に反映しております。そのため、各確認項目のうち、イベント等の企画内容について水準を上回るとし、そのほかの項目については水準どおり適切に行われていると評価します。

次は、行政目的の達成になります。評価資料15ページから16ページに記載されているところですが、伊豆・小笠原諸島への玄関口として施設の整備に取り組むとともに、島しょ地域の情報発信拠点としてPRなどに取り組みました。さらにその次のページの評価資料17ページのとおり、災害時招集拠点として、災害無線機や備蓄品等の保管管理等を行っております。また、港湾局が計画する客船ターミナル改修計画や、東京都都市整備局主導の都市再生ステップアップ・プロジェクト事業に協力し調整を行うなど、都の実施施策への協力を行っております。以上から、各確認項目は水準どおり適切に行われていると評価しました。

以上を総合した結果、竹芝客船ターミナルにおいては、32評価項目のうち水準どおりが30項目で、水準を上回るが2項目、合計点は48点でした。一次評価はAとしました。

そのほか特記事項については、18ページから20ページに記載されているところです。工夫を凝らした施設補修や施設の快適性向上に向けた地道な取組を、施設利用者と円滑な調整を図りながら実施しております。

最後に、特命要件の継続について御説明いたします。竹芝客船ターミナルは、株式会社

東京レポートセンター及び東京港埠頭株式会社の2団体のグループに対し特命しております。竹芝客船ターミナルは竹芝ふ頭再開発事業により東京都、東京都職員共済組合、竹芝地域開発株式会社のそれぞれの所有する施設が一体構造として設計・施工されたものの一部でございます。一体管理を前提として設計・施工されているため、施設全体が密接不可分となっております。警備・防犯・設備管理システムにつきましては、ノースタワー防災センターとサウスタワー防災センターの2カ所で集中管理されており、竹芝客船ターミナルのみを分離できない構造であります。そのため、分離できない部分について全体の管理を行っていた株式会社東京レポートセンターに特命した次第です。施設の構造は特命時と変わっておりませんので、株式会社東京レポートセンターへの特命要件は継続していることを確認いたしました。

また、竹芝客船ターミナルがあります竹芝ふ頭は、伊豆・小笠原諸島との海の玄関口として日々利用されております。島民の往来だけではなく、物資の輸送の観点からも重要なふ頭であります。また、レストラン船や納涼船も運航されており、ターミナル施設を管理する上で運航会社との調整が不可欠でございます。特に夏場や年末年始は観光・帰省シーズンとも重なり、一方でイベント開催や撮影依頼の多い時期でもございます。一般来訪者とのトラブルを未然に防ぎ、施設を適時適切に利用するには、施設の一体管理者である株式会社東京レポートセンターとの調整・連携等が重要であり、それを実施できるのは選定時に当ターミナル施設の管理を受託していた東京港埠頭株式会社しかないとの理由で特命いたしました。

東京港埠頭株式会社は、これまでどおり船社と定期的に連絡会を開催しているほか、緊急時の相互連絡体制を整備するなど、ターミナル施設の利用上不可欠な船社との連携・調整を行っております。また、施設の維持管理者との緊密な連絡体制を図り、各種イベントの開催調整をしたほか、夏の多客時には動線を確認し、来訪者を混乱なく誘導しております。こうした東京港埠頭株式会社による各方面への適時適切な調整は、竹芝客船ターミナルの効率的・効果的な管理運営に欠くことができないものであり、特命要件が継続していることを確認しております。

私からの説明は以上となります。

【藏居委員長】 ありがとうございます。

続きまして事業者の財務状況につきまして、金子委員のほうから続けて御説明をお願いいたします。御意見等をお願いいたします。

【金子委員】 資料として、この青いファイルのほうの財務状況という資料が添付されています。その中で個別の財務諸表も、事前に説明いただいたときにその内容を詳細に見せていただきました。今回の受託先である東京港埠頭株式会社の財務状況につきまして、最終ページに比較表で点数がつけてございます。この中で資本の回転率は低くなっていますが、これにつきましては、この会社が装置産業で、ガントリークレーンなどの大型装置を使ってサービスを提供しているという事業の特殊性を有しているため、一般の会社と同等の評価ができない部分があって、低い評価になっていますが、継続して安定して利益を獲得しておりますので、事業の実施に関して懸念がないということを確認しましたので、御報告させていただきます。

以上です。

【藏居委員長】 ありがとうございます。

客船ターミナル関係の事務局、それから金子委員からの御説明、御指摘、御意見、以上でございますけれども、各委員から御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

【村上委員】 よろしいですか。

【藏居委員長】 では村上委員、よろしくお願いたします。

【村上委員】 まず、各ターミナルの評価については、おおむね適正かと判断をしております。各ターミナルの管理状況の中の人材の育成の取組という中で、色々な訓練をされているということで御報告いただいておりますが、その中にどの項目を見ても、テロに対するコメントが全くなされていないように見えるのですが、その辺の訓練というのは実際に行われているのでしょうか。

【藏居委員長】 はい。事務局のほうで。

【村上ふ頭運営課長】 御質問ありがとうございます。テロの訓練となると、防犯という訓練になるのか、テロが発生したときの人命的な訓練になるのかでも変わってくるとは思うんですけども、人命とか救命という意味では、上級救命認定をとったりですとか、AEDに関する訓練なども行っていると聞いていますので、そういった人命の訓練に関しては例年受けているというのは確認しております。

【村上委員】 晴海客船ターミナルについては、ここは外航客船が着くターミナルでもあり、SOLASのISPSコードが適用されるのは御存じかと思いますが、その中にターミナルのセキュリティについてはターミナルで責任を持ちなさい、という部分がたしか

あったと思います。これはまさにテロもターゲットにした取組をなささいという項目がたしかあったと思います。

私、実は海上保安庁が主催しています2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた、海上臨海部テロ対策協議会の委員もやっており、実はこちらの協議会はほとんどが船舶の運営団体が入っている協議会なのですが、これいつも疑問に思って、いつか質問したのですが、これは船舶だけではなくて、ターミナルも一緒に入って協議していかなきゃいけないことではないのかと提言をさせていただきました。この協議会の存在については御存じですか。国土交通省のホームページを御覧いただければわかるのですが、できればこういった対策会議にターミナルの運営会社さんとして、オブザーバーでも結構ですので、参加された方が良いのではと思います。船舶だけではなくて、やはりターミナルも一体となってテロ対策というのをやっていかないといけないなと思います。ぜひこの辺についても、ちょっと御検討いただければなと思います。これはあくまで提言でございます。

【藏居委員長】 それにつきましては、晴海ふ頭などでは定期的にテロ対策訓練を……。

【大野委員】 そうですね。船舶と必ずしも連携はしていないんですけれども、ふ頭施設としてですね。船舶係留施設として、SOLASの取組というのはしております。東京都でSOLASの指定を受けている国際ふ頭施設でございますので、そちらで必ず年に1回は保安訓練をしております。

【藏居委員長】 それから海上保安部長様筆頭の危機管理チームの会合を年に二、三回定期的にやられていまして、国の色々な会議の情報につきましては、その会議で私または所長のほうで情報共有して、それをまた指定管理者にも伝えるという形はとらせていただいていると。

【村上委員】 要は外国籍船が着くパートについては条約上、規則上の規定があります。しかし、例えば竹芝のターミナルですね。これは全く内航船用のターミナルでして、ここもはっきり言って多くの人がたくさん集まる場所で、いわゆるソフトターゲットと言われるところだと思います。ここについてもやっぱりこういったテロに対して、訓練なり教育というのは、必要になってくるのではないかと思います。昨今は新幹線のああいっただ事件もありましたし、ほんとうに多くの人が集まる場所というのは、セキュリティの重要性は高まってきていると思いますので、ぜひお願いしたいというところでございます。

【藏居委員長】 ありがとうございます。

【村上委員】 それからもう1点、施設の安全性に関する、安全性の確保ということに關しまして、晴海ふ頭の色々な補修実績の中に、監視カメラの取り替えをしましたというのがございました。これ今年の春だったのでしょうか、某社の監視カメラがやっぱり、海岸付近に設置されているカメラが落下するおそれがありますよという警告があって、今、色々な場所では取り替えているようですけれども、そういった意味で替えられたということですか。そういうわけじゃなくて、もう単に、老朽化が進んで替えた。

【事務局】 老朽化するので替えています。

【村上委員】 なるほど。こういった情報があったから点検してやったというわけでもないわけですね。

【事務局】 つくった当時からのカメラで、老朽化しているものがあつたので替えたというふうに聞いております。

【村上委員】 なるほど。こういったもの、監視カメラというのは結構高所、高いところにあるので、日常の点検ではなかなか発見できない、しにくいところがあるんですね。監視カメラだけではなくて、例えばタイルの外壁も、打音検査というのをやっているのですか、定期的に。このチェック項目にはちょっと見当たらなかったですけども。

【事務局】 外壁のものですと、昨年度東京都で外壁補修工事をしまして、そのときに打音検査をして、悪いところは直しております。

【村上委員】 なるほど。どれぐらいのインターバルでそういった検査というのはやるのですか。

【事務局】 去年やったのは検査ではなくて、補修工事の中の一環ということでやっております。

【村上委員】 なるほど。ただ、やっぱりこの海岸にある施設というのは、潮風によって老朽化が早いという特性があるというのは、去年も私同じことを言わせていただきました。ほんとうにまめに検査をしないと、特に設備が老朽化しているようなターミナルですと、ふだんは目視ではわからないようなところもあるかと思っておりますので、高所のこういったこまめな検査というのも必要なのではないかなと思ひまして、できればこういった項目もチェックリストの中にも入れていただいてもいいのではないかなと思つたのが1点。

それと、やはり晴海のターミナルのお話なのですが、苦情等の状況報告書の中に、エスカレーターがありますが、あそこでやっぱり転倒してけがをされている。106ページの報告書の一番下の7月21日に、出港予定の飛鳥Ⅱ乗船予定のお客様が、1階より上りエ

スカレーターに上り、途中で転倒された。これ実は段差のないエスカレーターで、私は常々危ないなと思っていました。これに対する対策としては、上の階、下のフロアに警備員を置いているだけということですよ。

【村上ふ頭運営課長】 はい。

【村上委員】 これじゃあちょっと足りないのではないかなというふうに私は考えています、いつも。以前、何かお客さんの荷物がそのまま滑りおりたという話もちらっと聞いたことあるんですけども、こうやって客船が着いて、乗下船があるときは警備員がついて、それは対策は立てていられるのでしょうけれども、例えば船が着いていないときでも、ターミナルはオープンしているときがありますよね。そのときの対策は、やっぱり同じように警備員をつけての対応をされていますか。

【村上ふ頭運営課長】 客船がないときには、常時というわけではないです。

【村上委員】 そういう意味では、安全性という面では、必ずしも完璧ではないかなと思えたのですが、やっぱりこうやって事故が実際に起きているわけですからね。この辺はちょっと配慮すべきなのではないかなと思います。

【村上ふ頭運営課長】 わかりました。委員から御指摘いただきました打音検査のインターバルの件ですとか、現場で確認させていただいて、十分な対応なり検査をしているのかということも含めた上で、もし足りないようでしたら改善なり、指導させていただこうと思います。

【村上委員】 はい。

【村上ふ頭運営課長】 あとエスカレーターについては委員の御指摘のとおりでして、以前、御高齢の方でしたか、転倒されたということで、構造上ちょっと斜めになっているところがあるという中で……。

【村上委員】 そうですね。抜本的な対策は難しいですね。

【村上ふ頭運営課長】 構造上の部分との兼ね合いから、どこまで安全面を確保していくのかということもありますし、じゃあ一概に全部階段でというわけにもいかない中でということもあるので、こちらについても改めて指定管理者と検討させていただければと思います。

【村上委員】 やっぱりね、事故が起きてしまったら。

【村上ふ頭運営課長】 そうですね。

【村上委員】 去年も事故が起きましたので、よろしくお願ひしたいところです。

私のほうからは以上です。

【藏居委員長】 ありがとうございます。

色々な項目、丁寧に色々御指摘いただきましてありがとうございます。事務局のほうで色々と検討、確認をさせていただきます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。では松田委員、お願いいたします。

【松田（千）委員】 2点教えていただきたいことがございます。1つは今の村上委員の御発言にも関係し、テロ対策ということにもかかわるのですが、「情報事項への対応」という欄についてです。各施設ともきちんとお書きになっていらっしゃるって、評価については私も何も異存がないのですが、やや話を広げて、いわゆるサイバーセキュリティといったような面での取組というのはどうなっているのかという点が、1点教えていただきたい点です。こういった施設は、やはり人が集まる場所であり施設の位置づけ的にも狙われる可能性が大分あると思われまます。そういったリスクに対しては、ふだんのルールを守ろうというだけではなくて、例えば極端な話、実際にハッキングをやってみるとか、いわゆるホワイトハッカーを用いるといったような対応も必要になってくるのではないかと思うのですが、そのあたりの取組ということについて、各施設、各社どのように考えられているのかというのが1点です。

それから、続けてよろしいですか。

【藏居委員長】 どうぞ。よろしく申し上げます。

【松田（千）委員】 もう1点は全然別の話です。各施設についてアンケートの結果というのが載っておりまして、先ほどから拝見していたのですけれども、すばらしい資産だなと正直思いました。アンケートに対してほんとうに細かくお答えいただいているし、コメントであるとか、非常によかったことに対するお褒めの言葉であるとか、丁寧に書かれていて、大変いい資産だなと思ったのですが、この点について2つ質問があります。1つはコメントで具体的にこうしてほしい、ああしてほしいということについては、どのように対応されていらっしゃるのかというのが1点です。というのは、先ほどの、例えば状況報告書で苦情の対応とか、あるいは御意見箱に入りましたというものについては、その後の対応というのが明記された資料が全部添付されているのですけれども、アンケートの自由記述欄にも結構具体的な御提言が多くあります。そういったものをどうしているのかというのが1点です。

それからもう1つは、このアンケートの中では、社員の方、従業員の方に対するお褒め

の言葉や具体的にこうしてほしいというような話も多くあります。そういったものがアンケートの関係者だけではなく、広く従業員にフィードバックされているのかという点です。フィードバックされて、具体的にこうだったということが知らしめられると、おそらく働いている方にもよいインセンティブになるのではないかと思っただけの質問というか、御教示いただきたいことです。

以上です。

【村上ふ頭運営課長】 ありがとうございます。1点目のサイバーセキュリティに関してなんですけれども、これが完璧な対応かどうかというのはあると思うんですが、東京都でもTAIMSという独自のネット環境を使っている中で、東京都からのセキュリティの注意喚起ですとか、システムのバージョンアップなり、そういうブロックするようなセキュリティソフトなどの通知なり、配付が来たときは、同様にこちらの指定管理者のほうでも同じような対応をしておりますので、そういった意味では東京都と遜色ない対応をしているところではございます。

そしてアンケートの結果なんですけれども、具体的な対応としましては、幾つか挙げさせていただければと思うんですが、例えば33ページですね。下のほうにある「風、波の高さを知りたい、お知らせ電光掲示板があると良い」といったようなことについては、こちらは29年度に既に設備上御説明しましたけれども、デジタルサイネージを設置しましたので、30年度では、そういった風、波の高さですとか、天候といった案内をシステム上入れる予定になっております。

【藏居委員長】 今の説明は竹芝ですよ。

【村上ふ頭運営課長】 申し訳ありません。アンケートは竹芝以外も含めてでしたでしょうか。

【藏居委員長】 特にどの施設がいいんでしょうか。

【松田（千）委員】 どの施設でも。

【藏居委員長】 どうぞ、続けてください。

【村上ふ頭運営課長】 あと35ページにあるようなネオ屋台村のアンケートに対して、例えば「机とイスがもう少しあると嬉しいです」といったような対応については、それぞれ20セットずつ増やしたりですとか、メニューの見直しといたしますか、実際は屋台村のほうでメニューを出すので、そちらのほうに協力を依頼したりですとか、告知面においてものぼりの設置を依頼したりなどといったような対応をしているところではございます。また、

毎月の月例報告とかで、都としてもその対応も含めた指定管理者の取組について確認しているところです。

あと従業員の共有という意味ですが、こちらは例えば竹芝とか、晴海とかでも同様に、定期的に竹芝でしたら利用者の方の連絡会などもありますので、その場で、例えば逆に利用者に関するアンケート結果などは、そこで報告して、苦情の場合は改善を求めたりとか、逆にいい場合は報告したりということもやっていますので、そうした共有も図れているところです。

【松田（千）委員】 はい、ありがとうございます。よくわかりました。

【藏居委員長】 よろしいですか。ほかに御意見等は。

【金子委員】 じゃあ私のほうから。今回の報告資料の中に収支の具体的な内容はついていないのでわからないのですけれども、晴海にしろ、有明にしろ、今年度利用者が増えたという結果が出ています。国土交通省が進めている施策でも、クルーズ船の数を右肩上がりで増やしていこうとしています。ただ現在の結果を見ると、博多や長崎などの九州方面とか、あとは沖縄、あと先島諸島のところが顕著に増えて、東京とか、横浜とかはあまり増えていないのですけれども、今後、微増ながらも増え続けていくと思っています。そうした場合に、現行の指定管理料が2億9,700万ぐらいですよ。この中の固定費と変動費の割合とか、よくわかりませんが、入港数が増えれば、当然警備とかも含めて変動費的な要素でのコストが増加するということが予想されますので、受託者のほうから財務、収支の状況というのをきめ細かくヒアリングして、安かろう悪かろうという形にならないような形で、必要なサービスが維持できるようなコストの負担ということを、東京都側で考えていくということをお願いしたいと思います。

以上です。

【藏居委員長】 ありがとうございます。事務局から何かございますか。

【村上ふ頭運営課長】 御質問ありがとうございます。委員のまさに御指摘のとおり、そういった客船の入港が増えていくという中で、当然ながらその都度臨時社員、警備などを増やしているというところではあります。ただ、今の時点では現行の委託料の範囲内で、例えば水道光熱費ですとか、そういった固定費などをうまくLED化するなりして削減した。当初の計画より削減した部分を回しているというところで何とかなっている部分はありますけれども、今後どうなるかということも含めて、我々も注視させていただければと思います。

【金子委員】 よろしくお願ひします。

【藏居委員長】 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。大野委員、いかがですか。

【大野委員】 私は特に結構です。

【藏居委員長】 よろしいですか。ほかに御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、この事務局の一次評価及び本日の皆様の御意見、御指摘等を踏まえまして、まとめさせていただきたいと思ひます。お手元の資料3、こちらの第2、(2)の二次評価の評価基準に基づきまして、以上の、本日の議題にありました4件の客船ターミナルにつきましては、施設の管理状況が良好であったと評価されると考えております。したがひまして、管理運営が良好である、評価基準Aとして決定いたしたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【藏居委員長】 ありがとうございます。では異議なしということで、そのように決定させていただきます。

続きまして、次の評価項目の船舶給水の評価について事務局のほうから御説明を願ひいたします。

【村上ふ頭運営課長】 続きまして、岸壁・運搬給水施設について御説明いたします。こちらA3横長のファイルの資料2にあります給水のインデックスが貼られたページを御覧ください。

岸壁・運搬給水施設でございますが、大項目の管理状況から順に御説明いたします。

第1番目の項目、適切な管理の履行になります。船舶給水、こちらの人員配置計画及び人材育成の取組については、各施設と同様、それぞれ適切に履行されていることを人員配置計画などから確認しているところです。また、給水作業及び施設維持管理マニュアルを作成し、これに基づき給水手順や点検方法を明らかにして実施しております。施設の使用許可につきましては、申請・報告を決められた所定の様式で行っており、適切な履行を確認しております。

施設の維持補修・修繕は評価資料13ページになりますが、緊急対応経費工事等実施報告などにより、適切に実施されたことを確認しております。

また、施設の清掃については、次の同じように14ページの委託一覧表のとおり、指定

管理者が各専門業者へ委託して法令等に基づき管理をしております。各業務の内容が管理運営基準に基づいているかは、各委託契約の仕様書により確認しているところです。

また、毎月の履行については、実施工程表等により確認しており、適切に実施されていることを確認しております。

以上により各確認項目の評価は水準どおりとしました。

第2番目の項目、安全性の確保ですが、緊急時アクションマニュアルにある緊急時の手順や体制を整備するとともに、安全管理に関する訓練や講習・研修を定期的実施し、大規模災害を想定した訓練も行っております。また、緊急時の連絡体制も整っていることを各関係書類等により確認し、水準どおりといたしました。

第3番目の項目、法令の遵守につきましても、都の条例、規則等に沿った内容の社内規定が整備されており、適切な管理が行われております。よって、水準どおりとさせていただきます。

第4番目の項目、適切な財務・財産管理ですが、平成29年度計画額は8,738万円ですが、予算範囲での適切な執行については業務実施報告等により確認しております。また、平成23年度から現金徴収も行っているところですが、指定管理者において各種帳簿により適切な現金管理を行っており、現金取扱いによる大きな事故もなく履行できておることから、水準どおりとしております。

次に、大項目の事業効果です。

第1項目の事業の取組につきましては、評価資料5ページ以下のとおりになります。ホームページを利用した事業広報活動や水質検査表の公開のほかにも、船舶代理店等への訪問によるニーズの把握や、イベント等を利用したチラシ配布や放水実演の実施により積極的なPRを行っております。

以上から利用促進への取組については水準どおりとしました。

続いて、第2項目の利用の状況ですが、評価資料の7ページを御覧ください。各給水の方法によっての数字が、括弧の前年度比較で出ているところですが、セルフ給水を除いた岸壁給水は、稼働日数、利用件数、給水量、給水料調定額のいずれも前年度と比較いたしますと増加しています。一方、運搬給水は、稼働日数、利用件数は前年度比増加しているものの、給水量、給水料調定額は減少しております。利用者の要望については、休日・夜間の電話転送によりの確に対応するなど、安定した確実な給水業務を履行しているため、水準どおりといたしました。

第3番目は利用者の反応になります。こちらは評価資料の25ページにアンケート結果が出ていますが、利用者からの不満は3件、やや不満が2件となっております。不満や、やや不満の意見は、昨年と同様に条例で定められている給水料金に対する不満のほか、そのほかの不満についても何らかの事情を踏まえたものでございます。全体的には急なオーダーにも対応していただき感謝している等、対応がよかったとの御意見をいただいております、おおむね満足度は高いものと判断しております。なお、苦情・要望については苦情・要望処理カードを作成し、早急に的確な対応を実施する体制が整備されております。また、先ほどもお話ししたとおり、休日・夜間の電話転送サービスやメールオーダーサービスの充実により、365日24時間対応を実施し、加えて給水用の外国語会話集を作成し研修を行うなど、利用者へのサービス向上に努めております。

以上から各確認項目は水準どおりと評価したところです。

続いて第4項目の行政目的の達成でございますが、船舶給水施設管理運営方針により適切に履行されているところです。また、指定管理者から提出される毎月の業務実施報告等により履行を確認しております。なお、評価資料9ページから10ページに記載されているところですが、平成29年8月25日に運搬給水船「すいれん」の貯水タンク内の水を入れ替えた際に、水道水からの不純物を発見したため、平成30年3月6日まで、取水において通常使用している大井事務所給水栓から、月島ふ頭岸壁給水施設に変更しました。その間の対応については、利用者に対して給水実施の日程変更や給水量を減らしていただくなどの対応をとったものもありますが、大きな混乱もなく対応しております。加えて不純物の原因も指定管理者の責に負うものではなく、行政目的の達成については、この間の対応を評価し、港湾管理者の責務として実施する船舶給水事業を適切に行っていることから、水準を上回るとしました。なお、給水管内のカメラ調査や不純物の分析を専門業者に依頼するとともに、水道局による配水管の清掃や水質検査結果において異常が見られなかったことから、現在は通常どおり使用しております。

この結果、評価項目24項目のうち水準どおりが23項目で、水準を上回るが1項目、合計点33点となり、一次評価はAとしました。

そのほか特記事項については、10ページ以下に記載されております。

最後に、特命要件の継続について御説明いたします。岸壁・運搬給水施設は東京港埠頭株式会社に対し特命しております。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では臨海部に多くの競技会場や選手村が配置されており、選手村が隣接する晴海ふ頭は、

選手村工事や開催時のセキュリティの影響を受け、給水施設の利用が困難な時期が生じます。加えて2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中は、海上保安庁が競技会場周辺の海上・沿岸における警備や海上交通の安全確保等を担うこととなりますが、期間中は船舶の係留場所や停泊場所の制限を受ける可能性があり、給水業務も直接的な影響を受ける可能性が高いといえます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功のため、着実な大会関連施設の整備や円滑な大会運営が求められる一方、船舶給水は港湾管理者として提供しなければならない役務であります。引き続き大会開催時や準備期間も給水業務を安定的に維持する必要があると考えます。

また、船舶給水施設は、施設の管理運営方法に専門性や特殊性が求められる施設である中、東京港埠頭株式会社は平成18年度以降指定管理者として、船舶運航会社ほか、各方面との連絡調整を十分に行い、船舶給水施設の管理運営の特殊性・専門性を維持しながら安定的な給水サービスを提供し、国際貿易港として利用者の利便性を図っているところです。こうした管理運営は、岸壁・運搬給水施設の効果的・効率的な運営に欠くことができないものであり、特命要件が継続していることを確認しております。

以上で各施設の評価の説明を終わります。

【藏居委員長】 説明は以上でございます。御意見、御質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 評価については、これについてもおおむね適していると判断しておりますが、1つちょっとお聞きしたいのですが、事業効果の一番下、行政目的の達成のところ、評価の内容として運搬給水船「すいれん」の貯水タンク内に不純物が混入して云々ということがありますが、これについては水質管理といいますか、水の管理という、その管理マニュアルにこういったことをしなさいという事項はないのですか。

【村上ふ頭運営課長】 通常ですと、貯水タンクに水を入れるときに網を入れて、不純物が出たときにわかるような取水の仕方をしています。今回の件も、タンクの余った水を入れ替えするときにそういう取扱いをしたことで発見したというのがありますし、まずその取水の際に、目視ではあるんですけども、コップですくって不純物が入っていないかどうかを確認するというをやっています。あと実際に運搬給水で船に給水する際にも、給水する前にコップなどですくって、運搬の利用者の方と一緒に目視をして確認をした上

で給水するという措置をとっています。また、東京港埠頭株式会社が水質検査を年に1回ほどやっています、それをホームページに公表しているという取組はしております。

【村上委員】 何でこういうことをお聞きしたかという、飲料水を扱う船ですし、それははっきり言って当たり前のこと。それが水準を上回るという評価というのはどうしたものかなというのが疑問です。

【村上ふ頭運営課長】 これに関しましては、まず原因としましては、ちょっと細かい話になってしまうのですが、水道局の本管とそれぞれ個人で持っている支管がある中で、まず不純物の原因が支管ではないというのが1つある。指定管理者の責に負うべきものじゃないということと、あと一番の点は、そういった突発的なイレギュラーな対応において、別施設を利用することによって、給水量や日程変更といった利用者との調整もしながらも、大きな混乱なく対応したというところを評価させていただいているところです。

【村上委員】 なるほど。わかりました。今の御説明でわかりました。この字づらだけ読むと、当たり前のことをやっているのに何で水準を上回る評価なのかなという疑問があったのでお伺いしました。

それと、先ほどのターミナルのところでも言いましたけれども、やはり給水船ということとは船舶事業者というふうにみなしてもいいと思うのですが、やはりこれも先ほどの臨海部のテロに関する協議会に、やっぱりオブザーバーとしてお出になられて、色々な話を聞かれたほうがいいのではないかなというのが提言です。

【村上ふ頭運営課長】 はい。

【村上委員】 給水船でも、毒を入れようと思ったら簡単に放り込めますので。そういう給水船の停泊中の管理とかはどうするか、はっきりしておいたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

【藏居委員長】 はい、ありがとうございます。御指摘も踏まえて、対応していきたいと思います。

ほかに御意見等ございますでしょうか。松田委員、お願いいたします。

【松田（千）委員】 まさに今、私も毒を入れようと思えば簡単に入るなというようなところを考えておまして、やはりほんとうに人体にとって不可欠な水というものを扱うものですので、非常にセンシティブだなど思いながらも拝見していたんですが、その関係でちょっとリスクマネジメント的なところを教えていただければと思います。

特記事項のところで大規模災害を想定した給水訓練を実施するなどということで、そういうこともなさっているのは非常にいいことだなと思っておりまして、評価については全く異存ないのですけれども、実際にその訓練の実施について11ページで拝見いたしますと、ちょっと細かいところかもしれませんが、反省点としてさらっと「タンクの用意は出来ないか？」と書いてあります。これ具体的にはどういうことがあって、どのような反省がなされて、結局のところ、その反省に対して何かフィードバックがなされたのかというところをちょっと教えていただきたいと思います。

それからリスクマネジメントの原則として、先ほどの毒を入れるというのもそうですが、あり得る極端なものを想定しろというのがよく言われるわけですが、極端なことを想像しますと、今「すいれん」というのが稼働していると認識しておりますが、例えばそれが何らかの災害なり、大規模災害なり何なりで航行不能になったといったときのバックアッププランというものはあるのでしょうか。以上2点について教えてください。

【村上ふ頭運営課長】 ありがとうございます。まずフィードバックのほうですね。防災訓練のタンクの話です。これは去年も御説明させていただいて、去年からもこういった訓練はやっているのですが、この目的というのは去年も村上委員でしたか、御指摘、御意見いただいた中で、熊本大震災とか、災害のときにこうした給水船が配水に役立ったという話の中で、それを想定した訓練を今までもやっていたというところではあるんですけれども、ただ、現行の訓練においてはなかなかそういう給水船とか、給水タンクがほかの自治体の協力を得られないという状況もあるのですが、それを想定した訓練をしているというところもあって、主な反省点としてこういった記載になっています。ですので、今後はほかの自治体との合同訓練とか、そういった可能性、どこまでできるかはあるんですけれども、可能性も踏まえた、より実践的な訓練というのを指定管理者のほうにも働きかけるなり、指導していく必要はあるのかなと思っています。

【松田（千）委員】 この「タンクの用意は出来ないか？」というのは、そういった、何か自治体間で協力しないと無理なものという意味なのですか。意味自体がよくわからないのですが。

【村上ふ頭運営課長】 普通のタンクにやるという方法もあると思うので、それはすぐできる改善点だとは思いますが、より効果的などという視点になると、そういった点も含めてということになると思います。

【松田（千）委員】 なるほど。

【村上ふ頭運営課長】 あとリスクマネジメントのほうなんですけれども、確かに御指摘のとおり、「すいれん」は給水船なので、それが航行不可になると影響はあるんですが、ただ岸壁給水施設も複数ある中で、それで全部フォローできるというところはなかなか難しいところではあるんですけれども、実際岸壁給水施設もありますので、そういったところから緊急的に対応することは可能だと考えます。

【松田（千）委員】 なるほど。5ページに全国での船舶給水事業者が一堂に会して話し合う場があってというようなことが書いてあるのですけれども、そういった、それこそ先ほどの各自治体との協力といった話になるのかもしれませんが、そういった形での何かバックアップということは、特に考えられてはいないのでしょうか。

それをやれと言っているわけではなくて、こういう会議などがあるのであれば、そのネットワークを使うということができるのではないかということです。

【事務局】 過去の意見交換会では、港湾管理者とか、船舶給水の事業者とか、それぞれ色々な立場の方がいるので、意見交換会は行っているんですけれども、それ以上の何か施策をとということですとちょっと難しいかなというような、連絡会のような性格のものでございます。

【松田（千）委員】 わかりました。大規模災害にしても、テロにしても、昔はほんとうに万が一ということだったのでしょうが特にオリンピック・パラリンピックも控えている現在、特にテロなども考えると万が一ではない事象であるかと思えますので、今後そういった、ちょっと極端な場合も考えた上での体制づくりであるとか、仕組みづくりであるとか、充実していただけると良いかと考えております。

以上です。

【村上ふ頭運営課長】 ありがとうございます。

【藏居委員長】 今の応援体制につきまして、東京都の地域防災計画では被災した自治体、東京都につきましては、その関東近県が御協力いただけるなら、それぞれの自治体のほうに応援依頼をするルールになっております。東京都の総合防災部の指示を受けて、協力できる自治体に依頼しまして、そこで船舶給水事業がなければだめですが、そういう指示に基づいて依頼を出すというルールになっておりますので、そういう訓練等については今後検討していきたいと思えます。

【松田（千）委員】 はい。ありがとうございます。

【藏居委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【金子委員】 評価に対する意見ということではないのですけれども、ちょっと質問させていただきたいのですが、資料の17ページ、別紙5というのがあるんですけれども、このところに書いてあるこのセルフ給水の内容を教えてください。

【藏居委員長】 はい。よろしくお願いいたします。

【村上ふ頭運営課長】 ありがとうございます。セルフ給水なんですけれども、こちらは、岸壁給水は岸壁から指定管理者が給水、運搬の場合は「すいれん」を用いて指定管理者が給水という形なんですけれども、セルフ給水は月単位で計算してまして、要はまさにセルフで施設のところを利用する。利用者の方が利用して給水する施設になっています。

【金子委員】 その場合は、通常の岸壁給水と料金は同じということでしょうか。

【事務局】 料金は異なりますし、時間外割増料金は、セルフ給水の場合はないです。御自分でやられるので。こちらのほうで給水をやっている場合は、時間外になりましたら時間外料金をいただきます。

【金子委員】 日の出では、ごくわずかの量の岸壁給水が発生していますが、セルフができない船があるということなのですか。

【事務局】 セルフ給水は定期的に使う定期航路の船会社さんに許可しています。不定期に来る船はセルフ給水の許可を出していません。

【金子委員】 許可がないということですね。わかりました。結構です。どうもありがとうございました。

あともう1点、この条例の水道料金というのは、東京水道の水道料金に比例していると考えていいのでしょうか。それとも全く別個に設定されているのでしょうか。

【事務局】 港湾管理条例に基づいている料金です。独自に決めています。

【金子委員】 料金体系として逦増料金、利用すれば利用するほど単価が上がっていくという体系にはなっていないのでしょうか。

【事務局】 そのようにはなっていません。

【金子委員】 何トン使っても1立米の金額は同じということによろしいですか。

【村上ふ頭運営課長】 ただ給水料金に関しても、一定の利用量が増えると1立方メートル当たり650円という形はあります。

【金子委員】 1立米650円の料金なのですか。

【村上ふ頭運営課長】 そうですね。ただ、料金に関しましては、先ほどの連絡会とかでも情報を入れているんですけれども、東京都と比べて水道料金が低い自治体でも、結構

それなりの金額を取っていたりというところもあるので、一概に東京都が高いというようなことはないと思います。

【金子委員】 はい。どうもありがとうございました。

【藏居委員長】 原価として水道局に払う原価が高いんですね。口径の高い管をつないで我々は水道局のほうからもらっているんで、まずその単価が高いので、一般の家庭の水道料金よりはものすごい高い形になっています。その上で、そういう原価を基に条例で定めていますので、若干高いというふうに思われます。

【村上ふ頭運営課長】 東京都の原価は高いです。

【金子委員】 大丈夫です。

【藏居委員長】 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一次評価、皆様の御意見を踏まえまして、二次評価の評価基準に基づきまして、本件の岸壁給水施設及び運搬給水施設につきましては、施設の管理運営状況が良好であると評価されますので、評価基準に基づきまして、管理運営が良好であるAとして決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【藏居委員長】 では、そのように決定いたします。

大変長い時間ありがとうございました。ただいまをもちまして、本日予定しておりました議事を全て終了いたしました。

この後の予定等につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

【下羅振興課長】 今後の予定でございます。

本日の議事録を作成いたしまして、後日ホームページ等で公開をさせていただきます。なお、速記録については、公開の予定はございませんけれども、情報開示請求があった場合には開示対象となりますので、御承知おきいただきたいと思います。

また、本委員会における二次評価に基づきまして、東京都で総合評価を決定し、総合評価結果についてプレス発表をするとともに、ホームページで公表いたします。公表時期は9月頃を予定しております。

では、以上をもちまして、客船ターミナル等及び船舶給水施設の審議を終了いたします。長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、引き続き公共外貿コンテナふ頭施設の審議がございます。こちらは15時50分から開始させていただきますので、こちらを御審議いただく委員の方は引き続きよろしく

お願いいたします。

以上でございます。

【藏居委員長】 どうもありがとうございました。

【下羅振興課長】 それでは定刻となりましたので、ただいまから公共外貿コンテナふ頭施設につきまして審議を始めさせていただきます。

ここからは村上委員に替わりまして、松田博和委員に御出席いただきます。よろしくお願いいたします。

【松田（博）委員】 よろしくお願ひします。

【下羅振興課長】 では委員の入れ替えがございましたので、改めて委員の皆様方を御紹介させていただきます。

首都大学東京経済経営学部教授の松田千恵子委員でございます。

【松田（千）委員】 よろしくお願ひします。

【下羅振興課長】 日本物流団体連合会理事・事務局長の松田博和委員でございます。

【松田（博）委員】 松田でございます。よろしくお願ひします。

【下羅振興課長】 公認会計士の金子邦博委員でございます。

【金子委員】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【下羅振興課長】 東京都港湾局港湾経営部長の藏居淳委員でございます。

【藏居委員長】 藏居でございます。よろしくお願ひいたします。

【下羅振興課長】 東京都東京港管理事務所長の大野克明委員でございます。

【大野委員】 大野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【下羅振興課長】 以上5名でございます。なお、先ほどと同様、委員長は客船ターミナル等の指定管理者管理運営状況等の評価委員会設置要綱に基づきまして、藏居淳港湾経営部長とさせていただきます。

本委員会は、委員会設置要綱に基づきまして審議を公開とし、別途議事録も公開いたします。

また、本日は全員の御出席をいただいておりますので、本委員会は成立しておりますこと

を御報告申し上げます。

次に、お手元に配付いたしました資料につきまして、確認をさせていただきます。

まず会議次第、こちらは前半と共通でございますので、改めてお配りしているのは松田博和委員のみでございます。それと座席表でございます。次に資料1といたしまして「評価項目・評価基準」、それから資料2といたしまして「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者 管理運営状況等の第一次評価結果」、また、資料3といたしまして「指定管理者の管理運営状況評価について」を配付いたしております。また、参考資料といたしまして、平成29年度評価資料を御用意してございますので、御活用いただきたいと思います。

それでは、本委員会の進め方について御説明いたします。資料3を御覧いただきたいと思います。

本委員会において評価していただきますのは、平成29年度の公共外貿コンテナふ頭施設の指定管理者による管理運営状況でございます。まず事務局から一次評価について御説明をさせていただきます。一次評価は、資料3にございます評価基準ごとに、客観的なデータ等に基づき東京都が行ったものでございます。その後質疑応答を経まして、委員の方々に一次評価を検証していただき、専門的な観点から管理運営状況の二次評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

二次評価は、資料3に記載のとおり、管理運営が優良であり、特筆すべき実績、成果が認められた施設についてはS評価、管理運営が良好であり、管理運営に係る様々の点ですぐれた取組が認められた施設につきましてはA+評価、また、管理運営が良好だった施設についてはA評価、管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設についてはB評価という、4段階で評価していただきます。なお、本委員会における二次評価に基づきまして、東京都で総合評価を決定し、指定管理者に通知をいたします。あわせて評価結果の概要は、ホームページ等で公表いたします。以上のように進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

では、これより議事に入ります。進行を委員長にお願いしたいと存じます。藏居委員長、よろしく願いいたします。

【藏居委員長】 後半の議事に入りたいと思います。松田委員につきましては、この暑期中御参加いただきましてありがとうございます。本日はよろしく願いいたします。

当委員会では、ただいま御説明しましたように、東京都で行った一次評価を検証し、各港湾施設の指定管理者の管理運営状況等について、専門的な観点から評価をしていただく

ものでございます。公共外貿コンテナふ頭につきましては、昨年度から指定管理者制度を導入いたしました。対象施設につきましては、品川、青海の公共コンテナふ頭に加えまして、昨年11月に供用開始となりました中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）が、新たに指定管理者により管理運営されております。本件では、施設の管理運営に加えまして使用許可業務、利用料金制による料金徴収も行ってしております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

初めに一次評価の確認項目、評価基準、評価方法につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【村上ふ頭運営課長】 東京港管理事務所ふ頭運営課長の村上と申します。よろしく願いいたします。座って御説明させていただきます。

まず初めに、公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者の評価項目、評価基準、評価の方法につきまして御説明いたします。お手元の資料1「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者 評価項目・評価基準」を御覧願います。A3の横長のファイルでございます。

評価項目の区分でございますが、都庁全体として、総務局の定める東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針等に基づき、左肩の大項目にあります管理状況及び事業効果の2つの大項目を設定しております。

管理状況の各確認項目につきましては、「都が仕様書や募集要項等で明示した管理の水準と、管理者が業務上必要とされる関係法令の遵守を網羅するよう配慮し、不適切な管理状況は漏れなく指摘できるように設定する。」となっていることから、適切な管理の履行、安全性の確保、法令等の遵守、適切な財務・財産管理、この4つの中項目を設定し、適切な管理の履行については、施設・設備の保守点検や維持・修繕、人員配置や人材育成の取組といった確認項目、安全性の確保については、施設・設備の安全性の確保や緊急時対策、事故への対応、法令等の遵守については、各種法令等の遵守、適切な財務・財産管理については、経理処理や都有財産の管理など、20項目を設定させていただいております。

また、事業効果の各確認項目につきましては、「仕様書や事業計画書に記載された事業内容や過去の実績値等を考慮し、定量化できる項目は極力目標値を設定しつつ、定性的な項目も併用して幅広い実績の測定が可能になるように設定する。」となっていることから、事業の取組、利用の状況、利用者の反応、行政目的の達成、この4つの中項目を設定し、事業の取組については適切な係船調整、利用の状況については使用許可件数、利用者の反応については施設の維持管理状況や問合せ・要望対応、行政目的の達成については施設の目

的達成や都及び関係機関等との連携など、11項目の確認項目を設定して、全部で31項目を評価の際の確認項目としております。

評価に当たっては、業務が基本協定、管理運営基準、業務実施計画、関係法令に基づき適切に履行されているかを、毎月の業務実施報告に基づく執行状況の確認、指定管理者との打合せ等におけるヒアリング、職員による各現場における実地検査の結果等を基に、総合的に評価しております。

評価の方法、採点につきましては、各確認項目について3段階で評価を行っております。水準を上回るが2点、水準どおりが1点、水準を下回るがゼロ点といたします。

また、配点についてですが、公共外貿コンテナふ頭施設等は、都の施策との連動性及び管理運営の特殊性が高い施設でございますので、中項目にあります安全性の確保、上から2段目になりますが、このうち緊急時対策と事故への対応の2項目、中項目の事業の取組の2項目、中項目の利用者の反応の4項目、中項目の行政目的の達成の4項目について、配点の比重を1倍から2倍へと高くしております。これらに加えて、本件指定管理は管理運営費等を委託料として都が負担することなく、利用料金で対応する利用料金制を採用していることから、中項目にあります適切な財務・財産管理の収支計画の達成状況の項目について、配点の比重を同じく1倍から2倍へと高くしており、計13項目の配点の比重を高くしております。

資料1の裏面を御覧ください。一次評価は、評価項目が全て中位の評価を受けた場合の得点を標準点とし、各確認項目の評価の合計点を出します。標準点の1.33倍（小数点以下切り上げ）以上の場合はS、標準点の1.25倍（小数点以下切り上げ）以上Sよりマイナス1点以下の場合はA+、標準点の0.88倍（小数点以下切り捨て）以下の場合はB、Bよりプラス1点以上、A+よりマイナス1点以下の場合はAとなります。

次に特記事項ですが、特に評価すべき点や特筆すべき成果、努力が認められる点、一層の取組が望まれる点などについて記載することになっております。

また、要改善事項等については、改善を要する点及び改善が望まれる点について記載することになっております。

続いて確認事項の1、指定管理者の財務状況については、指定管理者が業務を継続して遂行するために必要な経営基盤を有し、安定的な管理運営が可能であるかどうかの確認を行います。

また、2の特命要件の継続については、指定管理者選定時の特命要件が継続しているか

の確認を行います。

以上で評価項目、評価基準、評価の方法につきましての御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

【藏居委員長】 ありがとうございます。評価方法等の説明が終わりました。本件につきまして御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいですか。

それでは御質問がないようなので、施設の評価のほうに移ります。先ほど御説明しましたように、評価方法に基づき施設の所管局であります港湾局が一次評価を実施してございます。これに基づきまして審議を進め、本委員会において二次評価を決定したいと思います。

それでは評価につきまして、事務局から引き続き御説明をお願いいたします。

【村上ふ頭運営課長】 それでは資料2「公共外貿コンテナふ頭施設等指定管理者 管理運営状況等の一次評価結果」を御覧ください。資料1と同じA3横長のファイルにつづいてあります。資料2のインデックスが貼られた部分になります。続いてピンク色のファイルにとじられています指定管理者評価資料を御覧ください。この評価資料は、それぞれ評価項目ごとに取組等を記載した年度報告書及び別紙附属資料を取りまとめ、目次に従いページを付しております。

まず大項目の管理状況から順に御説明いたします。

第1番目の項目、適切な管理の履行になりますが、確認項目の施設・設備の保守点検（内容・回数等）、施設の維持・修繕、施設の清掃（施設の清潔さ）となります。まずは評価資料の12ページを御覧ください。

こちら平成29年度公共外貿コンテナふ頭施設等管理運営年報となります。その次のページの13ページ以下の管理運営年報内訳の総括表となっております。各ふ頭の実績として、品川公共コンテナふ頭が13ページ、青海公共コンテナふ頭が14ページ、中央防波堤外側ふ頭、Y1になりますが、15ページに記載されております。これらをまとめたものが12ページになります。

それでは12ページの総括表で御説明させていただきます。

まず一番左上にあります使用許可件数は、合計で2,471件であり、中段にあります修繕実績は合計で13件であります。平成29年度11月から供用開始したY1を除く、品川と青海で比較すると、昨年度と比べ修繕実績はグレーチングの修繕実績が増加しておりますが、特に大きな違いはございません。年間の管理運営実績はこちらの表に記載のとおり

りとなります。なお、毎月の履行については、毎月の業務実施報告に基づく執行状況等により確認しておるところです。

続いて施設・設備の保守点検になりますが、評価資料1ページに戻っていただきまして、常時巡回スタッフによる巡回点検を実施しているところです。また、評価資料18ページ、19ページにあります日常点検診断様式に基づく月1回の施設点検を実施しております。また、青海、品川については、東京港港湾施設等維持管理計画などに基づき、より専門的かつ詳細な作業を行う公共外貿コンテナふ頭岸壁定期点検調査委託を実施しております。なお、巡回点検等の定期点検時に発見し修繕等対応した事項については、評価資料20ページにございますが、こちらの施設点検一覧表、こちらは点検時に発見した修繕になります。及び28ページから29ページにわたる施設補修要望及び対応一覧表、こちらは点検時だけではなく、利用者からの要望などによって修繕・補修を行ったものも全て含まれておりますが、こちらの点検時発見項目のとおりになります。また、全体の維持補修・修繕は、評価資料、先ほどの施設補修要望及び対応一覧表のとおり、適切に実施されております。

そのほか、施設の清掃については評価資料1ページに戻りますが、施設巡回点検時に適宜実施するとともに、品川公共ふ頭岸壁・棧橋に堆積した土砂の清掃工事を実施しており、事故の予防対策にもつながる荷役作業の支障となる障害物の撤去を行っていることを確認しております。

続きまして、次の確認項目、人員配置（配置数、配置箇所、専門性等）、人材育成の取組（専門性向上、接遇向上等）ですが、人員配置につきましては、評価資料30ページの人員配置計画にあるとおり、人員配置計画に沿って適切に履行されていることを事務分担表や毎月の業務実施報告に基づく執行状況の報告の際に確認しており、適切に実施されていることを確認しております。

また、人材育成の取組は、評価資料の31ページから33ページの研修受講実績一覧表のとおり、コンプライアンスや接遇研修といった事務職員、技術職員共通の研修のほか、技術職員に特化した技術面での研修など全28件実施し、専門性の向上や接遇の向上に努めています。

以上のとおり適切な管理の履行については、各確認項目が水準どおりの適切な管理が実施されていると評価しました。

次に、第2番目の項目、安全性の確保になります。確認項目は、施設・設備の安全性の

確保、防災への配慮、防犯への配慮、緊急時対策、施設・設備管理に関する書類等の管理、事故への対応でございます。

まず、施設・設備の安全性の確保ですが、先ほど御説明しました評価資料13ページ以下の、各施設ごとの管理運営年報内訳及び、評価資料28ページから29ページにあります施設補修要望及び対応一覧表や、20ページの施設点検一覧表のとおり、施設・設備の安全性の確保は適切に行われていることを確認しております。

また、それらに加えて評価資料2ページに戻りますが、船舶の離着岸の際の損傷の迅速な発見と把握を可能にするため、公共ふ頭係留施設損傷確認報告業務を網取り業者に委託しているところです。

続いて防災への配慮、防犯への配慮、緊急時対策については、同じく評価資料2ページのとおり、緊急時連絡網及び緊急時アクションマニュアル等を整備し、体制を整備しております。また、評価資料同ページに記載のとおり、初動対応訓練のほか、無線機による公共ふ頭情報伝達訓練、そのほか都が実施する保安対策基本訓練に参加するなど、緊急時対応の訓練を行ったことを確認しています。

次の施設・設備管理に関する書類等の管理につきましては、毎月の業務実施報告に基づく執行状況の報告の場や、職員における各現場における実地検査の結果などによって、書類の管理が適切に行われていることを確認しております。

次に事故への対応になりますが、評価資料最後の39ページになります。事故報告一覧表に記載のとおり、平成29年度の係留施設関係の損傷事故は4件として報告書が提出されております。4件の事故の内容は、どちらもコンテナ船が離着岸した際に岸壁等に接触し起きた破損事故で、いずれも作業員等のけがや荷役作業への影響はなく、軽微なものであります。また、その後の対応においても原因者を特定し、原因者による原状回復を実施済み、またはその調整中のものであり、指定管理者の対応等について問題ないものです。

以上から、この安全性の確保の各確認項目は、全て水準どおりに適切に行われていると評価しました。

続いて第3番目の項目、法令等の遵守について御説明いたします。確認項目は個人情報保護の取組（内部規定の策定、研修等）、情報公開の取組（内部規定の策定、研修等）、各種法令等の遵守、利用記録等各種情報の管理、都への報告・連絡でございます。

こちらは、すみません、ちょっとまた戻りますが、評価資料3ページのとおり、都の条例、規則等に沿った内容の社内規定により処理されております。また、都への報告・連絡

については、毎月の業務実施報告に基づく執行状況の報告だけでなく、事故等の発生など緊急時の報告・連絡を密に行っております。なお、平成29年度における個人情報に関する事故等はありません。

以上から、この法令等の遵守の各確認項目は、水準どおり適切に行われていると評価しました。

第4番目の確認事項は、適切な財務・財産管理でございます。確認項目は収支計画の達成状況、経理処理、都有財産（物品など）の管理、経理・現金に関する書類等の管理でございます。

評価資料4ページになりますが、収支計画の達成状況のとおり、平成29年度収支計画書において約8,578万円の総支出額及び1億8,001万円の収入額に対し、実績が約5,127万円の総支出額、収入が約2億168万円の収入となっております。その結果、納付額は計画額9,422万9,000円に対し、約1億3,496万4,000円となり、計画額を約43%上回る結果となります。なお、指定管理者選定時の事業計画にて、指定管理者より「利益が発生し、かつ利益が計画上における支出額の1割を超えた場合は、計画においておおむね収入額の2分の1が東京都への納付額であることを踏まえ、超過した金額の2分の1を東京都に納付する」との提案がありましたが、納付額のうち約1,777万円がそれに該当します。以上から、収支計画の達成状況については、水準を上回るとしました。

そのほか、物品等の管理は適切に管理されており、物品報告書等にて確認しております。

また、経理・現金等に関する書類等の管理につきましても適正であり、問題なく処理されていることを確認しております。

以上から、適切な財務・財産の状況の各確認項目は、収支計画の達成状況について水準を上回るとし、そのほかの各確認項目については水準どおり適切に行われていると評価しました。

次に大項目になります事業効果の項目について御説明いたします。

第1番目の項目は事業の取組です。確認項目は適切な係船調整、背後施設との一体的運用ですが、適切な係船調整を行うためには、背後施設との一体的運用が必要不可欠であり、指定管理者は背後ヤードや荷役機械の状況をきちんと把握した上で、係船調整を行っております。なお、係船調整業務は統一的な端末システム、NACCSとありますが、東京港管理事務所内にあるため、人員計画に記載のとおり、常勤職員1名が東京港管理事務所ふ

頭営課内の執務室で対応しているところです。そのため、常時業務執行状況を確認できる状況にあり、問題なく業務を執行していることを確認しています。

また、背後施設の一体的運用についてですが、評価資料11ページになりますけれども、11ページの一番下段のところにも記載がありますが、青海公共ふ頭岸壁・栈橋において、指定管理者所有の施設と一体で舗装補修工事を実施したり、隣接する指定管理者所有の岸壁・栈橋にまたがった係留を実施するなどの運用を実施しております。

第2番目の利用の状況ですが、確認項目、使用許可件数については、評価資料6ページになります。こちらに記載のあるとおり、例年と比べて増加していますが、ほぼ同規模の内容となっております。施設の特性上、単年度の係船調整を行った後の使用許可実績だけでは、利用状況の評価を行うことが困難であることから、品川・青海ふ頭については過去3年間の実績を比較し、同程度の使用許可実績であることから、支障なく業務を行い、計画どおりの利用状況となっていることを確認いたしました。なお、Y1については平成29年11月1日から供用開始であるということもあり、過去の実績がないため比較ができないことから、先ほどの事業の取組でも御説明したとおり、日々の係船調整業務の実施状況から、問題なく実施されているものと判断いたしました。

続いて第3番目は利用者の反応になります。確認項目は施設の維持管理状況、事故・故障対応、問合せ・要望対応、外部機関との調整対応でございます。

その中の施設の維持管理状況についてですが、評価資料になりますと28ページ及び29ページになります。こちらの施設補修要望及び対応一覧表に記載のとおり、利用者の要望や点検時発見した13件の不具合について、適切な維持補修を実施しております。なお、補修の際には極力利用者へ影響のないよう、夜間・休日などを活用し、工事を実施しております。

事故・故障対応については、事故への対応の項目でも御説明したとおり、4件の事例について適切に対応しております。

また評価資料8ページに戻って申し訳ありませんが、こちらの問合せ・要望対応や外部機関との調整対応についても、利用者の要望に対し可能な範囲で適宜適切な対応を実施しているところです。

以上から、利用者の反応の各項目については水準どおりの評価としましたが、今回の評価に当たり、指定管理者に対し改めて利用者からの要望の把握について確認したところ、こちらの8ページにも書かれているところなんです、その都度意見を伺う機会や定期的

に利用者から意見を伺う機会を設けているとのことでしたが、例えばアンケートの実施などの手法により、利用者の要望について明確に把握しているかどうか、客観的に確認することはできませんでした。利用者の反応については、総務局の定める東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針等においても、アンケートの実施などが例として示されており、平成29年度の指定管理者の対応については、実施した報告の内容や修繕対応からも問題ないものと判断できますが、より利用者の要望を的確に把握する必要があることから、要改善事項として利用者アンケートの実施を記載し、平成30年度以降は確実に実施するよう指導していくものです。

続いて、第4番目の行政目的の達成でございます。確認項目は施設の目的達成、都及び関係機関等との連携、都の政策と連動した事業の実施、都の実施策への協力となっております。

これらの項目については、評価資料9ページ及び10ページに記載のとおり、日々の業務の中で指定管理者所有施設との一体的運営を図り、効率性を発揮するとともに、都の施策や方針に沿った対応を実施しております。例えば平成29年11月1日に新たに供用開始されたY1については、借受者からの要望を受け、大型船の受入れや隣接するY2の暫定利用の実施に向け、都と連携し、海上保安部との協議や借受者との調整に対応しました。また、平成29年度は特定外来生物であるヒアリが6月に国内で初めて発見されたことに伴い、7月から3月にかけて、環境省及び国土交通省ほか関係者と、青海・品川公共ふ頭のヒアリ調査、トラップ設置対策などを実施しております。緊急かつ突発的な対応が求められる中ではありますが、限られた人員を活用し、国、都と連携しながら協力し、ヒアリ等の特定外来生物の東京港への侵入を水際で防ぐ役割を果たしたことは高く評価するものです。なお、平成30年度においても、ヒアリ等特定外来生物の水際対策のため、同様の調査、トラップ設置を実施する予定でございます。

以上に加え、今まで説明しました確認項目を総合的に判断しまして、指定管理者は公共外貿コンテナふ頭施設等の管理運営を良好に遂行していると評価し、各評価項目のうち、都及び関係機関等との連携を水準を上回るとし、そのほかの項目について水準どおりと評価いたしました。この結果、31評価項目のうち、水準を上回るが2項目、残り29項目は水準どおりとなり、合計点は48点、一次評価はAとしました。

次に、事業者の財務状況です。評価資料の最後にファイルいたしました財務状況の確認を御覧ください。平成29年度も平成28年度同様に、港湾施設の管理運営事業を行うに

当たり、財務状況による支障等は見受けられないと判断いたしました。

なお、特記事項については、評価資料11ページに記載のとおりです。港湾運送事業者及び船舶代理店の要望に応じて、関係各署と調整し、平成29年12月に国際RORO船の大型化に対応した係留を開始するなど、長年の管理運営実績を活かした利用者サービス、施設の利便性の向上に取り組んでいます。

また、要改善事項については、先ほど利用者の反応で御説明したとおり、平成30年度以降については利用者アンケートを実施するよう記載しております。

次に、特命要件の継続について御説明いたします。公共外貿コンテナふ頭施設等の指定管理者は、東京港埠頭株式会社に対し特命しております。選定時当初の特命理由といたしましては2点ありまして、1点目が背後の荷さばき施設との一体的な管理運営が可能となること、2点目が指定管理者の豊富な管理運営実績です。

1点目の一体的な管理運営についてですが、東京港の公共外貿コンテナふ頭は、都のみならず首都圏の生活と産業を支えるための国際海上物流の海と陸をつなぐ結節点として、必要不可欠な公共性の高いインフラであります。東京港の国際競争力を強化するため、その役割を十分に発揮するには、国際海上物流を担うふ頭利用者のニーズに適時、的確に対応できる使いやすい港づくりを進めていく必要があります。物理的に連続した施設である当該施設と背後の荷さばき施設（ガントリークレーンやヤード、管理棟）といった施設とが一体となって管理運営されることで、効果的・効率的な管理運営が期待できます。そのため、背後の荷さばき施設を所有する東京港埠頭株式会社に特命した次第です。

2点目の豊富な管理運営実績ですが、同社は前身である京浜外貿埠頭公団設立の昭和42年以降、長年にわたって日本の国際物流を支える外貿コンテナふ頭の整備、管理運営を行っており、これまでの実績とノウハウを活用し、平成21年度から25年度の5年間、今回評価を実施する施設でもあるY1を除いた品川ふ頭外貿岸壁ほか3施設の指定管理者として管理運営を行っていました。また、平成26年度から27年度までは、特例港湾運営会社として管理運営を行った実績がございます。なお、平成21年度から5年間の指定管理期間中については、毎年の指定管理者評価委員会において、管理運営が良好であるとの評価をいただいております。

1点目の特命要件については選定時と変わっておらず、また2点目については、今回の評価について御了承いただければ、引き続き良好な管理運営が実施されているものであり、特命要件が継続しているものであります。

以上で評価の説明を終わらせていただきます。

【藏居委員長】 説明ありがとうございました。

続きまして、金子委員から、事業者の財務状況に関しまして、御意見がございましたらばお願いいたします。

【金子委員】 財務状況につきましては、参考の資料で最後のほうに財務状況の確認項目を统一的に港湾局で設定されて、それで評価がされていますけれども、この事業会社、東京港埠頭株式会社につきましては、事業の特殊性から資本の回転率が一般の事業会社に比べて著しく低くなっていますが、安定的に利益が獲得できているということと、また大規模な装置を設置して、それによって事業を実施しているという特殊性を鑑みて、この指定管理の事務の実施に関して何ら懸念がないことを専門家として確認しております。

以上です。

【藏居委員長】 ありがとうございました。そのほか、各委員から御意見、御質問いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【金子委員】 すみません。よろしいでしょうか。

【藏居委員長】 はい。では金子委員、お願いします。

【金子委員】 今回の収支の結果を見ると、大幅に実績が向上し、納付金の対象額が発生しています。今回、前年に比べ利用料金が1割強増えていて、内訳としては青海が増えたのが原因であることが分かります。青海の現状の公共のバースは3バースしかなく、利用状況は、これまでも多分、ほぼフルで使っていたのではないのでしょうか。それをさらに1割乗せるというのは、相当に綿密な調整作業と、あと背後の一体利用の効率化も図られた結果だと思えます。ですから、操業度が低い状態から増えたというのであれば、特に評価する点はありませんが、今回の場合、空きの少ない青海の状況で1割強増やしたという努力があったといえるのではないのでしょうか。これについては事業効果のところ、もう少し水準を上回るという評価が必要ではないのかなと思えました。

あともう1点、修繕のところを見ると、品川のバースのところ、SEバースのところのグレーチングが2、3カ月おきに壊れて修繕しているとの報告があります。多分、定期的に壊れるということは構造上の問題もあるのかもしれませんが、そこに来ているトレーラーの荷物が想定しているよりもどんどん重たくなっているということもあるのかしれません。だからそこら辺のところを考えると、もうちょっと頑丈なものに変えることなどを検討なさったほうがいいのではないかと思います。品川のSE・SFバースで定期的に発

生しているということを考えると、何かそこら辺のところ、対策をしたほうがいいのではないのでしょうか。

以上です。

【藏居委員長】 ありがとうございます。事務局のほうから、何かありましたらよろしくをお願いします。

【村上ふ頭運営課長】 御質問ありがとうございます。委員の御指摘のとおり、青海につきましては、いっぱいになっている中での利用料の増というところで、1つの要因としては、指定管理者所有のふ頭にまたがった係留というものもできるようになった、要は大型の船も入るようになったというようところが大きいのかなというふうにも認識しているところです。評価の際には、委員の御指摘のとおり迷ったところではあるんですけども、Y1についてもそういった大型船の調整をしているというところと、あと29年はトピック的に、岸壁ではないんですが、背後施設と一体的にという意味で、ヒアリについて突発的な対応をしたということで、今回は、都との連携というところを水準を上回るとさせていただいたところではございます。

【金子委員】 今回ここで2点とか4点上げて、ランクごとの評価になってしまう最終の結果には大きな影響はないのですけれども、事業者にフィードバックするときに、この点は都として評価しましたよというのをフィードバックしてあげるといことは大事だと思います。特記事項なりに書くなりして、評価がこういうふうにあったよ、したよということは返したほうがいいと思います。

【村上ふ頭運営課長】 はい、わかりました。

【藏居委員長】 あと2点目のグレーチングの件は。

【村上ふ頭運営課長】 グレーチングの件につきましても、もうおっしゃるとおりでして、昨年度の品川、青海は指定管理ではなかったので今回の資料には入れてないんですけども、品川、青海に関してそれぞれ1点ずつであったのが、ちょっと今回増えているというところもありますので、それを踏まえた対応というのは指定管理者とも相談しながらやっていこうと思います。

【藏居委員長】 はい。ありがとうございます。ほかに御意見等ございますでしょうか。

じゃあ松田委員、お願いします。

【松田（千）委員】 2点お伺いしたいと思います。1点は先ほどと同じ、サイバーセ

セキュリティに対する備えということで、こちらもお伺いしたいと思います。というのは、ちょっと評価表のつくりが、若干ですが異なっているようで、法令等の遵守の中に、こちらは主にIT情報セキュリティ関係で個人情報の保護、あるいは情報公開というところに絞って書かれているようですが、おそらくリスクとしては同じであろうと思いますので、その辺りについてどのような取組を行っているのかという点を1点お伺いしたいと思います。

それから2点目は、これは私もこの業務について別に玄人ではありませんので、ちょっと見当違いの御質問なのかもしれないですけども、今、金子委員からも御指摘ありましたように、現在も、それから近い将来にも利用として増えていくような状況が考えられるとするならば、この人員配置計画というのは30ページに確かにあるのですけれども、そもそもの人的リソースとして十分なのだろうか、どうなのだろうかというところについて教えていただければと思います。

【村上ふ頭運営課長】 ありがとうございます。

1つ目の御質問なんですけれども、確かに今回初めてというか、以前5年間やっていたところではあるんですが、改めて評価を一から作っていく中で、委員の御指摘のところもありつつ悩んだところではあるんですが、意味合いとしては個人情報保護、いわゆる通常の業務の中の個人情報保護の取扱いはきちりしているのかということと情報公開ですね。外貿ですので、指定外の船が来たりとか、そういったような場合もあったり事件性等があるとか、あまりそういうケースは本当はないんですけども、そういったことがあったときの、要は行政と同じような情報公開的な部分という対応とかも含めてのところ、あえて分けさせていただいたということではあります。

【松田（千）委員】 この枠組み自体、特に今異存があるということではないのですけれども、そこにフォーカスをしたことによって、実は情報セキュリティ面の大きな部分が抜けてしまっていると言っただけ過ぎですが、ちょっと日が当たらなくなっているような気もいたします。特にこの業務というのは、おそらく色々なところ、色々な外部等ももちろんですけども、例えば背後施設と一体的運用をするといったような業務のミッションを抱えているがゆえに、おそらく情報のネットワークというのは結構必要なのではないかと思います。ということを見ると、こういった個人情報保護などはもちろん非常に重要で取り組むべきことと思いますが、やはりもう少し、テロであるとか、サイバーテロであるとか、そういったものについてどうしていくのかというようなことについても、今後

で結構なので、考えていただけるとよろしいかなということを思いました。感想というところで御取扱いください。

【村上ふ頭運営課長】 はい。すみません、ちょっと補足させていただきます。指定管理者のほうでも東京港埠頭株式会社情報セキュリティポリシーというのを作っておりまして、その中にもサーバーの管理とか、パソコンとか、アクセス関係ですとか、いわゆる、今委員がおっしゃっていたテロ関係の取組なんかも項目としてあるところですので、こちらのポリシーも改めて検証させていただきながら、よりよい方向に検討させていただきたいと思います。

【松田（千）委員】 私は企業分野が専門ですが、サイバーテロで一番狙われやすいのは企業の親会社や本体よりも、例えば委託先であったり、提携先であったり、子会社、関係会社であったりというところが狙われやすいと言われます。そういう意味では、やはりこういったところにより目を向けていただくといいかなという趣旨での発言です。

【村上ふ頭運営課長】 あと2番目の御質問の利用配置、人員の計画の部分なんですけれども、これはなかなか難しいところもありまして、やはり指定管理の選定時に人員計画ですとか、人件費も含めた事業計画を当初5年間だったらこれでやりますという御約束でやっている中で、当然ながら年度ごとに協定を結んでいるので、変更が全くできないというわけではないんですが、やはり変更するにはそれなりの、新たな業務が増えているとか、そういったことがない限り、なかなか都民への御説明というのがちょっと難しいのかなというところもありますので、その辺はそういった点も注視しながら、指定管理者に指導していく形になるかと思えます。

【松田（千）委員】 逆に今の時点で、そこをあえて何か変えるような事態にはなっていないという理解でよろしいですね。

【村上ふ頭運営課長】 今のところはそうですね。

【松田（千）委員】 はい、ありがとうございます。

【藏居委員長】 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。では松田委員、お願いいたします。

【松田（博）委員】 松田でございます。今のお話を聞く中で、この指定管理者については東京港に関わっている利用者、港湾運送事業者、ないしは船舶代理店と非常に良好な関係が築けているのではないかと考えております。あと利用者からの要望についても、月1回聞き取りをする機会を設けているということなので、これは多分定期的にやられてい

ることと思います。

その中で都から評価の内容としてきちんとアンケート調査の実施を求めるということになっているのですが、かしくまったアンケート調査にしてしまうと、実際日々の運営の中で出てくる様々な要望が取り入れられないという可能性もあります。都の代理で指定管理者から利用者に対してアンケート調査となると、やはり会社としての色々な意見、要望となってしまうと、現場の人がいかに使いやすいバスにするかという要望とは多少異なる内容が上がってくる可能性があると思います。そのため、今指定管理者が行っている利用者に対する意見を伺う機会、あるいは昨年6月に利用各社を一堂に会した意見の集約、そういうことについては今までどおり行うようにしていただきたいと思っております。

それが1点で、あと、いわゆる指定管理業務の内容がふ頭の管理、岸壁、栈橋の管理とそこに設置されている荷役機械の管理が主と聞いているのですけれども、特にクレーンの関係のトラブルとかはここに一切書かれていなくて、入替え工事をしたということが書かれているだけなのですが、特にトラブル等はなかったことでよろしいかという質問がございます。

あともう一つ、先ほどグレーチングの補修の話がございましたが、グレーチングと、いわゆる護岸と栈橋の継ぎ目の鉄板、鉄板製の蓋、それが剥離しているということで、切断、溶接等を行っているということですが、これは指定管理者が外注せずに行われているのか、外注されているのかということもお聞きしたいと思います。

【村上ふ頭運営課長】 はい、わかりました。ありがとうございます。

1番目のアンケートの件なんですけれども、もう本当に委員の御指摘のとおりで、我々としても定期的な意見の場を、月1回開催している件などについては評価させていただいて、水準どおりという評価にさせていただいているということもございます。ただ、やはり今、こういった評価委員会というのをよりオープンに都民にわかりやすくしていこうという中で、客観的にアンケートをとって、こういう意見があつて、それがおおむねよかったというようなエビデンスといたら変なんですけれども、そういったものも必要だということから、改めて指定管理者に指導させていただければなと思っているところでございます。

続きましてクレーン関係なんですけれども、実際のところは荷役に影響が出ないようなちょっとした故障ですとか、そういったのはあるんですが、基本的には指定管理者の責に負うような故障というわけではなくて、原因者のほうで直してもらったりというのは、実

際動かしている中であるところではございます。

あとグレーチングなんですけれども全て外注でやっているところです。

【松田（博）委員】 アスファルトとか、コンクリートのめくれと同様に、重量物車両が通過する箇所というのは、通過量にそぐうようにして破損が発生してしまうことがありますので、果たして切断、溶接作業がいいのか、代替品の新品に替えてしまったほうがいいのかというあたりも、修繕を効率よく行うという立場から、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

【村上ふ頭運営課長】 はい、わかりました。施設の修繕に関しては、月例報告とかでも報告はいただいていますので、そこでよりよい修繕の方法、補修の方法というのはお互いに検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【藏居委員長】 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは取りまとめていきたいと思えます。

一次評価及び皆さんの御意見を踏まえまして、お手元の二次評価の評価基準に基づきまして、公共外貿コンテナふ頭施設につきましては、管理運営が良好であった施設というふうに評価されるかと思えます。したがって、評価基準に基づきまして、管理運営が良好である施設であるAとして決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【藏居委員長】 それではAということで、そのように決定させていただきます。

それでは長時間にわたりましてありがとうございました。

ただいまをもちまして、本日予定しておりました議事が全て終了いたしました。今後の予定等につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

【下羅振興課長】 今後の予定でございます。本日の議事録を作成いたしまして、後日ホームページ等で公開をさせていただきます。なお、速記録の公開予定はございませんが、情報開示請求のあった場合には開示対象となりますので、御承知おきいただきたいと思います。

また、本委員会における二次評価に基づきまして東京都で総合評価を決定し、総合評価結果につきましてプレス発表するとともに、ホームページで公表をいたします。公表時期は9月頃を予定しております。

では、以上をもちまして指定管理者評価委員会を終了いたします。長時間にわたり御審

議いただきまして、誠にありがとうございました。

【藏居委員長】 どうもありがとうございました。

閉会（16時49分）